



Title	犯罪捜査をめぐる第1線刑事の意識と行動(5) - 観察と質問紙調査によって -
Author(s)	宮沢, 節生
Citation	北大法学論集, 33(2), 272-219
Issue Date	1982-10-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16395
Type	bulletin (article)
File Information	33(2)_p272-219.pdf



[Instructions for use](#)

犯罪捜査をめぐる第一線 刑事の意識と行動 (5)

—— 観察と質問紙調査によって ——

宮 沢 節 生

目 次

第1章 序 説

付録1 質問項目の内容と単純集計

第2章 主要ケースにおける観察データ (以上, 第30巻第1~3号)

第3章 捜査行動の記述 (第32巻第4号)

第4章 捜査行動の説明

第1節 分析の枠組

第2節 積極的捜査行動への刑事たちの関与形態

第3節 幹部たちの基本方針 (以上, 本号)

第4節 組織内部からの期待と統制に関する意識

第5節 組織外部からの期待と統制に関する意識

第5章 結 論

凡 例

- (1) 以下において、「幹部」とは課長 (警部) 以上の地位にある者を意味し、「刑事」とは係長 (警部補) 以下の者を意味する。
- (2) 観察データを第2章のケースから引用する場合は、ケース番号を〔 〕内に示す。
- (3) 調査票データの引用は、表1.1からのものを除いては、付録1の〔 〕内の項目番号で行う。その際、「I」は調査票の第1部を、「II前」は第2部前半を、「II後」は第2部後半を、それぞれ意味する。また、回答カテゴリーの「はい」は「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」を、「いいえ」は「そうは思わない」または「どちらかと言えばそうは思わない」を、それぞれ意味する。集計は、刑事部門についてのみ行う。数値は、各回答カテゴリーのパーセンテージである。小数点以下第2位で四捨五入したため、合計が100%にならないことがある。回答者総数を()内に示す。調査票データの分析にあたって「多数」または「多数意見」という表現がなされる場合、それは、原則として、「はい」または「いいえ」が60%以上に達していることを示す (本論集第30巻407ページを参照)。

第4章 捜査行動の説明

前章においては、捜査の各段階における行動、および、採るべき行動に関する意識を、幹部たちと刑事たちについて描き出し、その基本的な特性をひき出すことに努めた。その結果、とくに注目すべき事態として観察されたのは、捜査への慎重さと積極性とを混在させた幹部たちのアンビヴァレントな状況と、それに対する刑事たちの、積極性へのより一面的な傾斜であった。その積極性とは、ただちに違法とされるには至らないとしても、具体的状況次第によっては問題性が指摘されうる程度にはプロブレマティックな行動を肯定し、実行するものであった。

私の次の課題は、通常は慎重さを強調している幹部でさえも時にはその程度に積極的な捜査行動を指示せざるをえなくなる要因をまず明らかにし、続いて、刑事たちをしてより一面的に積極的な意識へと傾かせ、幹部たちからの指示のうちのより積極的な側面のみを増幅する方向の行動を採らせる要因を明らかにすることである。後者が本章の最終的な課題であり、したがって、本稿の最終的な課題でもある。

法的な問題性をほとんど、あるいは、まったく含まない行動がむしろ一般的であろうと判断されるにもかかわらず、あえて「刑事たちが時にはプロブレマティックな行動に出るのはなぜか」という課題を設定することは、すでに前章第1節において明らかにしたように、捜査行動において最も留意されるべき問題に関する私自身の価値判断を反映しており、決して価値中立的なものではない。しかしながら、この実践的な関心は、迅速な事件解決のみではなく、合法的な捜査行動の確保に対しても責任を負っている幹部警察職員によっても、程度の違いはあれ、共有されているものとする。したがって、本章の知見は、警察組織外からの法社会学的な関心に応えるだけでなく、警察組織内からの実際的な関心にも応えるものであると信ずる。

説明要因の探求は、第1章第1節において述べたように、なぜある行動を採るべきであると考え、また実行するのかを、その主体である警察

官自身の認識や評価に即して理解することで、行われる。すなわち、前章において記述された特性を持つ捜査行動が警察官自身に対して持つ意味、捜査行動の態様とその適法性および捜査能率との関係についての彼らの認識、捜査行動が直面する犯罪現象、市民や被疑者の行動、司法統制などの動向に関する認識、警察組織の内・外からの期待や統制のあり方に関する認識、その期待や統制との関係において自らの捜査行動が持ちうる帰結に関する認識、自らの置かれている市民・労働者としての状況に関する認識と評価、自身が遂行している捜査行動に関する評価、などを記述し、前章で発見された捜査行動の特性を、これらの関数として説明することである。その際、前章のデータが示唆したところに従って、警察組織内部での期待や統制のあり方に対する認識と評価の分析に、とくに力を注ぐであろう。

そもそも、捜査行動のような、他人との接触ないし相互作用を伴う複雑な行動は、その主体の意識的な関与なしには遂行されえないと考えられる。したがって、説明への第一歩は、なぜある行動を採るべきであると考え、また遂行するのかを、その主体である警察官自身の認識や評価に即して理解することでなければならないのである。これらの認識や評価が、本稿表題の「意識」にほかならない。

言うまでもなく、従属変数としての行動と独立変数としての意識は、個々の警察官を分析単位として一対一の対応関係を明らかにする形では、測定されていない。また、認識や評価の対象である客観的事態に関しては、刑事たちの認識・評価の対象としての幹部たちの行動を除いては、一次資料に乏しい。さらに、一警察署での知見に基づく結論の一般化可能性については、容易に疑問を提起しうる。

したがって、本章で提起する説明は、それ自体が仮説であり、本稿全体の性格は、探索的研究であるにとどまる。しかしながら、刑事警察に関する実証研究のわが国での現状を前提とすれば、本稿は、なお独自の貢献をなしうるものと信ずる。

知見の提示は、前章におけるのと同様に、まず観察データの分析によ

って顕著なパターンを抽出し、続いて、抽出されたパターンの一般性を質問紙データの分析によって確認する、という方法で行う。観察データを第2章から引用する場合には、これも前章におけるのと同様に、引用されたケースの番号を示す。これによって、読者は、引用された言動がなされた文脈を理解することができ、したがって、その言動に対する私の性格づけや、その言動からの私の推論の妥当性を、批判的に検討することができるであろう。この手続を採ることの方法論的な背景は、第1章第3節第1項で述べた通りである。

本章の結論は、本稿全体にとっての結論ともなるものである。したがって、その要約と含意の検討は、章を改めて行うことにする。

第1節 分析の枠組

本章の課題は、それ自体が仮説としての性格を持つとはいえ、一応、観察された行動のある程度整合的な説明を提示することである。そうであるとすれば、仮説探求の方向を示唆する何らかの分析枠組を予め検討しておくことが望ましい。

なるほど、何らかの分析枠組を予め設定することは、他の仮説探求の方向を事前に閉ざしてしまう危険を伴う。しかしながら、第1章第3節第1項において検討したように、暗黙の認識枠組や選択的認識の問題が不可避であるとすれば、かりに予断のない分析であると主張したところで、結局は、無自覚的にはあれ、何らかの枠組に沿った説明を提示することに帰着することは、避けがたいことなのである。

そうであるとすれば、実際の分析作業に先立って、何らかの分析枠組を予め設定しておくことが、私自身と読者の双方にとって、むしろ有益である。そのことによって、私は、少なくとも、無自覚的に誤った結論へと導かれる危険に備えることが可能になり、読者は、私の説明探求の方向が多く可能なアプローチのひとつでしかないことを知ることを通して、私が行う推論を常に批判的に吟味することが可能になるのである。

実際、説明要因を求める私の関心は、調査が完全に終了した後にはじめて発生したものではない。第1章第2節において述べたように、私は、1974年の5・6月には調査を中断し、それまでに得た観察データの中間的整理を行うことによって、質問紙調査の準備を行ったのであるが、その過程において、刑事たちの捜査行動を組織内での要求や統制（に関する彼らの意識）の従属変数として説明する可能性への示唆を得たのである。その結果として、下記の分析枠組が採用されたのであって、それに基づいて構成された調査票の内容や、再開後の観察は、組織内での統制やそれに対する刑事たちの意識に、とくに比重を置いたものになった。また、調査終了後には、1974年4月までに収集された観察データも、同じ観点から再検討され、その結果が、本章において提示する知見の中核を成しているのである。

すでに述べたように、さしあたり刑事たちの意識の分析を通して説明を試みようとする私の方針は、捜査行動のように複雑な社会的行動は主体の意識的な関与なしには行われえないとする、ひとつの基本的な発想に基づいている。他方、前章におけるデータ分析が示唆したところによれば、刑事たちの意識の内容として最も注目すべきものは、刑事たち自身の疑問をも押し切る形で積極的捜査行動をひき起こすほど強力な要求ないし統制であるが、これは、観察データの中間的整理の段階において、すでに示唆されていたことであった。したがって、私は、何らかの分析枠組を自覚的に設定するとすれば、それは、組織体メンバーの関与の形態とメンバーに対する統制の形態の双方を視野に収めたものが望ましい、と考えた。

そこで私が注目したのは、組織が行使する権力の型と組織の構成員が組織に対して示す関与の型の適合関係についての Amitai Etzioni のタイプロジーである。権力 (power) とは、⁽¹⁾「ある行為者が、他の行為者をして、自己の指示あるいは自己が支持する何らかの規範を、実行せしめるように導いたり、影響を与えたりする能力」であるが、Etzioni は、それを、「対象者に従わせるためにとられる手段」によって、3つに分類

する。すなわち、「肉体的処罰の適用、または適用への脅迫」によって成立する強制的 (coercive) 権力、「物質的資源と報酬にたいする統制」に基づく報酬的 (remunerative) 権力、および、「象徴的報酬および損失の分配と操作」によって成立する規範的 (normative) 権力、の3類型である。

他方、「ある行為者のある対象に対する情緒的・評価的オリエンテーション」を意味する関与 (involvement) についても、それがどの程度に肯定的であるか否定的であるかによって、3類型が区別される。すなわち、強度に肯定的な関与が道徳的 (moral) 関与であり、強度に否定的な関与が疎外的 (alienative) 関与であり、肯定的・否定的いずれであるにせよ強度の弱いものが打算的 (calculative) 関与である。

既存研究を整理した Etzioni によれば、これら2組の類型の間には、強制的権力と疎外的関与、報酬的権力と打算的関与、規範的権力と道徳的関与、という適合関係が認められる。すなわち、経験的に言えば、一定類型の権力と一定類型の関与が同時に観察されることが多く、そのことは、一定類型の関与の調達・維持のためには一定類型の権力を行使することが有効であることを示しているのである。

権力類型と関与類型のこの適合関係は、組織内エリートが行使する権力の類型とエリートが統制する活動の類型の適合関係に適用することができる⁽²⁾。すなわち、打算的関与を必要とする活動を統制する場合には、遂行者に対して功利的 (utilitarian) 権力を行使しうるエリートが必要であるが、道徳的関与を必要とする活動を統制する場合には、規範的権力を行使するエリートがより有効になるわけである。

私の研究においてこのタイポロジーを応用し、捜査行動自体を評価的・情緒的オリエンテーションの対象とすれば、強制的権力と疎外的関与の組み合わせは、事実上、無視してよいであろう。疎外的関与とは、外形的には命令に従う行動を示しながらもそれへの関与がもっぱら否定的である状況を意味するが、警察組織は、メンバーを組織内に留めるために強制力を行使しているわけではないし、自己が遂行している行動に

対してまったく否定的な指向しか感じることができないメンバーは、次第に組織外に去っていこうからである。また、とくに刑事部門での、きびしい勤務体制下での一見献身的な行動が行動自体への肯定的な関与をまったく伴わずに遂行されているとは、とうてい考えられないのである。

したがって、本章における仮説的説明の探求に Etzioni のタイポロジーが示唆するところがあるとすれば、それは、残りの2つの組み合わせであろう。すなわち、プロブレマティックな積極的捜査行動に出ることが道徳的関与としての性格を持っているとすれば、刑事たちに対してどのような規範的統制が加えられている（と刑事たちによって認識されている）かを検討すべきであるし、積極的捜査行動が Etzioni の意味における打算的行動にすぎない場合には、どのような報酬の権力が行使されている（と刑事たちによって認識されている）かを検討すべきことになるのである。

かくして、刑事たちの積極的捜査行動を道徳的関与として性格づけるか打算的関与として性格づけるかが、仮説的説明の探索の方向を選択するうえで、⁽³⁾きわめて重要な問題になる。

ここで、道徳的関与とは、対象に対する強度に肯定的な情緒的・評価的オリエンテーションを意味する。したがって、客観的にはプロブレマティックな積極的捜査行動であっても、刑事たちがその合法性・正当性を確信し、常にそのような行動を採ることが刑事の当然の責務であると考えていて、その行動に出ること自体に満足を感じているとすれば、その場合の関与は、道徳的関与と呼ぶことができるであろう。この場合、刑事たちは、ある積極的捜査行動を採ることが当該事件の能率的解決にとって技術的に適合したものであること自体は否定しないであろうが、彼らがその行動に出るのは、技術的な適合性の観点よりも、何よりもそうすることが正しいとする評価に基づくのであって、事件によって行動が大きく変化することはないであろう。また、常時、全面的かつ献身的に積極的であろうとすれば、その勤務体制はきわめて苛酷なものになる

であろう。したがって、道徳的関与を示す最も典型的な刑事たちは、捜査行動を取り巻く組織状況一般に対して、やはり強度に肯定的な評価を持たなければならないであろう。たとえば、きわめて苛酷な勤務体制を認識していたとしても、それを批判することはなく、むしろ、それを当然のこととして受容すべきであるとする評価を示すであろう。

これに対して、打算的関与とは、肯定的であれ否定的であれ、評価的・情緒的オリエンテーションの程度が弱いものを意味する。したがって、積極的捜査行動が必ずしもその合法性・正当性に対する確信を伴うわけではないが、当該事件の能率的解決にとって少なくとも技術的には必要な行動であるという判断に基づいて採られるとすれば、その関与は打算的関与と呼ぶことができよう。この場合、外見的には道徳的関与を伴うものと異ならない捜査行動が採られるとしても、行動自体が刑事自身に対して有する意味は、道徳的関与の場合とは違っており、常にそうすることが刑事にとって当然の、それ自体が満足をもたらすほどのものとはなっていないであろう。また、積極的捜査行動に従事すること自体が全面的に強度の肯定的評価を受けることがないとすれば、積極的捜査に外見的には積極的に従事することによって引き起こされる勤労者・市民としての状況の悪化に対しても、それを当然のこととして受容する評価は示さないであろう。

以上が、プロブレマティックな積極的捜査行動への従事に対して Etzioni の関与類型を応用した場合に典型的なものとして想定される、刑事たちの意識の複合体の2類型である。

言うまでもなく、道徳的関与と打算的関与が肯定的オリエンテーションの強度の違いに基づく分類である以上、性格づけの困難な関与形態が存在しうる。また、個々の刑事によっては、捜査行動に対する関与形態とその他の状況に対する評価とが、想定に反して、必ずしも一貫した複合体を形成しない仕方存在している可能性があるし、捜査行動に対する関与自体も、行動や行為状況の違いによって変化しうる。さらに、組織自体、すなわち、刑事全体を分析単位とした場合でも、Etzioni 自身

が二元的組織 (dual organizations) の存在を認めているように⁽⁴⁾、2つの類型がほぼ同一の比重で存在する可能性も否定できない。

それにもかかわらず、第一線刑事の間でより一般的な関与形態は何かを問うことは、刑事たちに対して向けられているであろう要求や統制のあり方を検討するうえで、なお発見的な意義を持つであろう。言うまでもなく、前章におけるデータ分析は、私の研究対象となってくれた刑事たちの間での一般的な関与形態が打算的関与であることを、示唆していたことになる。

他方、権力が行使する統制方法のうち、規範的権力が行使する規範的統制とは、統制対象となる者にとって規範的な意味を持つ「象徴的報酬および損失の分配と操作」によって統制する方法である。これは、刑事たちにとっては、表彰による名誉や、同僚の間での名刑事としての評価と権威、それらを通しての、捜査専務者としてのキャリアの保証や、実際の捜査過程における事実上のリーダーとしての地位、などの分配による統制を意味するであろう。

これに対して、報酬的権力が行使する功利的統制は、「物質的資源と報酬に対する統制」を意味する。言うまでもなく、階級・年功に応じて同一の給与体系が適用される刑事たちに関して、金銭上の報酬の操作による功利的統制を想定することはできない。したがって、私の研究の文脈においては、象徴的意義を持つだけではとどまらない報酬の一切を含む意味で、功利的報酬を考えるべきであろう。そうであるとすれば、たとえば、個人としての高い評価を基礎とする、より高い公式的地位の獲得や、生活上の理由から勤務を希望する署ないし都市への配属は、功利的報酬としてとらえることができるであろう。もちろん、これらの報酬を得る見込みのみでなく、これらの報酬を得る時期が遅れるかもしれないという見込みや、得られないかもしれないという見込みも、功利的統制としての効果を持ちうるし、現に希望に適う署ないし都市に配属されている場合には、その報酬を失う可能性も、功利的統制としての機能を果たしうるであろう。⁽⁵⁾

言うまでもなく、関与類型に関して指摘したのと同様の問題は、統制類型に関しても存在しうる。単一の事柄が同時に規範的統制と功利的統制の両方の機能を果たすことがあるかもしれないし、ある者にとっては規範的統制となることが他の者に対しては功利的統制となるかもしれない、組織全体に注目した場合には、両方の統制方法がほぼ平等に行使されているかもしれない。しかしながら、これまた関与類型に関してすでに述べたように、このような類型化を試みることは、関与形態に関連づけながら（刑事たちが認識している）統制形態を検討するうえで、それなりの発見的意義を有するのである。すなわち、前章における積極的捜査行動の理解を前提とすれば、刑事たちが認識している功利的統制の形態と強度が、とくに注目すべき分析対象として、示唆されることになる。

ここで、個々の刑事たちがすでにそれぞれの関与形態を発達させていることを前提とすれば、一見逆説的な事態が期待されることに、注意しておこう。すなわち、道徳的関与とは強度の肯定的オリエンテーションであるにもかかわらず、すでに道徳的関与のレベルに達している刑事たちに対しては、彼らの積極的捜査行動を維持するために、エリートである幹部は、実は何ら統制を行う必要がないということである。高度に道徳的関与を示す刑事たちにとっては、常時積極的捜査行動に出ることが内面化された価値なのであって、積極的捜査行動のみを要求する幹部がいたとするならば、彼は、実は何もしないことによって、容易に目的を達しうるのである。

これに対して、打算的関与を示すにすぎない刑事たちに直面した幹部の課題は、より困難である。刑事たちは積極的捜査行動の合法性・正当性を必ずしも確信しているわけではなく、行動遂行自体に喜びを感じているわけではないのであるから、積極的捜査行動を望む幹部は、何らかの功利的統制を行わなければならない。ところが、第一線幹部が上記のような功利的報酬を操作しうる機会は、事柄の性質上、常に存在するわけではない。したがって、彼が通常行うのは、ポジティブな統制ではなく、彼が功利的報酬の分配に影響を与える地位にあることと、彼の期

待に従わないことによっていかなる不利益が生じるかを強調した、きわめてネガティブなものになるであろう。期待された行動を遂行させるためにはネガティブな統制よりもポジティブな統制の方が有効であるとすれば、ネガティブな統制方法しか用いえない幹部の発言は、極端に強い調子のもになることが、予想されるのである。

いずれにせよ、積極的捜査行動への刑事たちの関与をどう理解するかは、研究戦略上、きわめて重要である。次節においては、本章における分析の前提として、前章における理解の再検討を行うことにしよう。

ちなみに、本稿が、法社会学上のみならず、組織社会学上の貢献をもちしうるものであることは、明らかであろう。本稿の第一義的な目的は、刑事たちの行動のレベルにおける「生ける法」としての捜査法を記述し、それを従属変数として説明要因を探求するという、法社会学上のものである。しかしながら、刑事たちの行動を説明するために(刑事たちに認識されたものとしての)組織内社会統制の状況を検討することは、明らかに、私の研究に組織社会学上の位置づけを与える意味をも伴う。単に Etzioni の枠組を応用することによって、それが適用可能なひとつの事例を提示しているという点においてだけではなく、組織社会学者による別の観点からの二次分析への素材を提供することになる点においても、そう言うことができるであろう。わが国の組織社会学者による警察組織の実証研究がまったく見当たらない今日、このことの意義も小さくないと信ずる。

- (1) Amitai Etzioni, *A Comparative Analysis of Complex Organizations: On Power, Involvements, and Their Correlates*, New York: The Free Press, 1961, pp. 4-14, アミタイ・エチオーニ (綿貫譲治・監訳)『組織の社会学的分析』培風館(1966)12-19 ページ。
- (2) Etzioni, 前注(1), pp. 91-93, エチオーニ, 前注(1), 70-72 ページ。
- (3) 本稿に先立って脱稿した、拙稿「刑事警察の法社会学——捜査行動のマイクロ分析——」菊田幸一・西村春夫(編)『犯罪と人間社会』評論社(近刊予定)において、私は、道徳的関与と打算的関与ではなく、表出的行動と道具的行動という概念を用いた。後者は、Etzioni が、エリートが統制するメンバーの活動を組

織体またはエリートの観点から性格づけるために、集合体が充足すべき欲求に関する Talcott Parsons の概念を用いたものであって、前者とは、表出的行動は道徳的関与によって遂行されやすく、道具的行動は打算的関与によって遂行されやすい、という関係にある。したがって、統制対象であるメンバー自身の観点から行動の性格づけを行うためには、本稿で行ったように、単に道徳的関与または打算的関与という概念を用いる方が適切であった。

- (4) Etzioni, 前注 (1), pp. 55-65, エチオーニ, 前注 (1), 44-52 ページ。
- (5) 功利的 (utilitarian) 統制と規範的 (normative) 統制に関して, Amitai Etzioni, "Social Control: Organizational Aspects," David L. Sills (ed.), *International Encyclopedia of the Social Sciences*, Vol. 14, New York: Macmillan, 1968, p. 397 を参照。

第 2 節 積極的捜査行動への刑事たちの関与形態

第 1 項 積極的捜査行動への道徳的関与

まず、前章における私の一般的な性格づけにもかかわらず、具体的・個別的なデータの中には、第一線での捜査行動、とくに、積極的な捜査行動への関与が、道徳的関与としての性格を帯びていることを示唆するものが少なからず存在することを、認めなければならない。以下の通りである。

(1) 観察によって

まず、捜査に従事する警察官が、事件の発生を待ち望んでいる、という状況の存在が、窺われる。

はじめに、警察学校における知見として、「事件ヅキ」への関心をあげることができる。たとえば、ある正科生は、「事件ヅキがあることはたしか。事件に追われるくらいでよい。今夜あたり事件があるのではないか、という予感が働くこともたしか」と語っていたし、別の正科生も、ある教官を評して、「事件ヅキしている教官」と述べていた。

同じ、「事件ヅキ」への関心は、派出所勤務の警察官からも、窺うことができる。たとえば、[ケース 3]においては、「先生、事件を持ってきましたね。……今日は、X (この派出所の名称) デーだね」という喜びの声と同時に、「しかし、自分でつかまえたわけでないから、なんと

なくシラケルね。汗かいて他人の手柄のために書類作るところが、なんとも言えなくてね」という不満がきかれたのである。また、この警察署への転勤後、外勤課に配属されたことについて、いかに外勤がつまらないかを、こぼしていた者もあったが、それも事件に直接たずさわることへの関心によるものと、考えてよいであろう。

刑事たちが「事件ヅキ」を求めることは言うまでもない。「事件ヅキ」のない刑事たちは、引け目を感じずにはいられない。たとえば、〔ケース4〕においては、「……きのうきょうデカベヤに入った者でないしね。事件がなくて役所に出るのがいやだったね」（盗犯係）と語られている。

したがって、ようやく出会ったチャンスには、なんとか「モノにしよう」という心理が働く。たとえば、一緒に当直勤務についた際、暴力犯係での書類作成を見ていたある盗犯係刑事は、「ドロボウもそうだけど、暴力でも、『なんとかこいつをモノにしてやろう』と考えているんだね」と感想をもらったのであった。また、捜査の端緒を担当した事件は、最後まで担当したいと希望する。たとえば、〔ケース9〕において、ある幹部が、「これ、どっち（の係）でやるか、係の間で決めて」と指示したとき、「当直の係でやることにしましょうや。そうでないと、ヤル気が起きないもの」（盗犯係）という返答がなされているように。そして、自分が担当した事件のことは、よく記憶している。たとえば、〔ケース14〕において、「いま思い出したぜ。Xといえ、〇〇屋の工事現場からカメラ盗んだヤツでないか。保護観察ついたんだ、あのときは、オレ調べたヤツだからな」（盗犯係）と述べられている通りである。

「事件ヅキ」している刑事は、当然に、多くの身柄をかかえることになる。そして、身柄をかかえていればいるほど、士気が高まる。たとえば、ある盗犯係刑事は、「身柄があれば、頭も回転して元気いいけれど、そうでないと、元気ないもね」と話してくれた。

そのような、「事件ヅキ」や身柄への関心は、刑事たち間の競争をひき起こすであろう。

たとえば、警察学校においても、「自分の知っている前科者の手口が現

れたことに気付いたときは、ほかの刑事に知られないように出勤する。(自分の知っている前科者が他の刑事に逮捕されると)『オレのドロボウを取った』(と感じる)という競争もある」(正科生)と語られていたし、そのような現状を戒めるためにか、現任補修科のあるクラスでは、「警察官同志が、手柄を争って情報を隠し合ってはならない」と教えられていた。

刑事たちも、そのような競争があることは、認めている。たとえば、ある盗犯係刑事は、「ハタケといって、交番の若い人を中心に、刑事各自の情報網があるんですよ。自分の情報は、決して他人には言いません。壊されたら困るからね」と教えてくれた。

その競争は、係間にも見られる。たとえば、私が観察した警察署の2つの盗犯係について、「いい意味で1係と2係は競争しているわけさ。いま扱っているドロボウ2件〔ケース10とケース14〕でも対照的。まったく反対の方向からアプローチしている」(盗犯係)と語られていたし、具体的にも、〔ケース9〕における、「昨夜は(そちらが)2人身柄を入れてるから、(この事件は)こちらでもらってもいいでしょ。(そちらには、身柄が)1日おきに入ってるみたいだから、(実績が)オタクばかり伸びるね」(盗犯係)などという発言がきかれるのである。また、〔ケース10〕では、捜査報告書を見たところ、捜査の端緒を担当した刑事の氏名を、本当は他の係の刑事であったのにもかかわらず、自分の係の刑事にしていることが、観察された。

さらに、警察署間の競争も、あるようである。たとえば、〔ケース10〕では、「○署(他署)と○署(自署)でケンカしている(先に逮捕しようとして争っている)」(盗犯係)という発言が見られる。また、〔ケース9〕における、ある幹部の、「○○(他署)から恐喝を調べさせてくれと言ってるから、係長、調べさせてやって下さい。ドロボウ(自署での逮捕理由)までくれとは言わないだろうから。この前は、こっちが向こうからもらっているしね」という発言にも、署間の競争関係が窺われる。

また、そのような競争意識は、他署に先を越された事件についての捜

査を嫌うという形においても、現れていると思われる。たとえば、〔ケース9〕における、「現逮でなく緊逮するというから、〇〇さん（刑事）に、目撃者の調書を取ってくるように連絡してもらえないかい」という依頼に対する「つかまえたのは機捜（機動捜査隊）だし、身柄や目撃者も向こうへ持って行ったんだから、機捜で取るべきだよ」（盗犯係）という返答からも、窺われるように。

このような次第であるから、機動力において刑事たちをはるかにしのいでおり、しかも、道警本部のある幹部によって、「なぜそんなに実績があがるのか。道内でも、全国的にもAクラス」と称えられていたように、いわば道警刑事部の花形となっている機動捜査隊に対する意識には、微妙な反感が伴う。たとえば、ある刑事が機動捜査隊に異動することが決まったとき、別のある刑事は、「花の機捜。一番多くつかまるもね」と、その人気のほどを語っていたが、〔ケース12〕においては、「いやあ、機捜にやられてしまったな」（盗犯係）と嘆く声がきかれ、それに対して、ある幹部が、「いや、どこでつかまえようと、令状出したのはウチだから、いいんだよ。機捜は、そのためにあるんだから」と応じたところ、その刑事は、さらに、「われわれは、ドロボウをつかまえていれば、いいわけです」と述べて、機動捜査隊に対する微妙な感情を示したのであった。

さて、そのように、「事件ヅキ」と身柄確保を願い、それについて他と競争しようとする刑事たちには、強い自負心がある。

たとえば、まず、刑事としての有能さで幹部からも同僚からも高く評価されていたある盗犯係刑事は、「刑事が好きなんだね。刑事はバカだね。おだてられると、この親分のためガンバロウ、という気になる」「昔のデカ長（巡査部長）にはサムライが多かった。今は、課長に文句を言えるヤツはいない。自分はそういうデカ長に鍛えられたから、あくまで納得できなければ、かみつくことにしている」「自分は、警察の警察ではなく、市民の警察だと思ってやっているからね」などと、語ってくれた。ここで、「この親分のためガンバロウ」と感じさせてくれる幹部が、

刑事自身の望む積極的な捜査行動を自由に認めてくれる幹部であることに、注意しておきたい。手続への慎重さ、誤りのない書類、組織としての協働捜査、などを説く幹部は、このタイプの刑事にはまったく人気がない。そして、「警察の警察」というのは、組織としてのメンツが傷つけられるのをおそれて手続に慎重な捜査官を意味し、「市民の警察」というのは、犯人検挙や被害回復を求めている市民たちの期待に応じて果敢な捜査を進める捜査官を意味するのである。抑制しようとする幹部の指揮は巧みに回避しつつ、自らが最も有効であると信ずる方法を貫徹し、自らの手のみで積極的に捜査を進めていくのが、あるべき刑事の姿ということになる。

そして、勤務時間などは意識することなく、しかも有能に事件を解決していく自己の姿に、大きな誇りを示す。たとえば、「官庁の中で一番働くのは、刑事でないかね」「誰が一番働くか、わかったでしょ」「警察でただ一つエライと思うことは、ズブのシロウトが、とくに専門教育も受けなくて、とにかくどんな特殊な事件でも、48時間でまとめていることだね」（いずれも、盗犯係）といったようにである。

同じような自負心は、警察学校においても、見ることができた。たとえば、初級幹部科のあるクラスでは、教官が、「(市民からの)被害届は、なぜ出るか。あくまでも被害品回復であって、ドロボウの逮捕ではない。……しかし、被害品回復だけでは、警察官の正義感が満足しない」と述べて、逮捕・取調を経て厳罰に処すこと自体に満足を感じる者がありうることを、示唆していた。

おそらく、以上のような特性を備えた意識のあり方が、刑事たちによって「根性」と呼ばれるものであろう。その「根性」については、たとえば、ある正科生は、「先駆けは、プライドでもある。それがなくなれば、根性がなくなる。自分が狙っていたのを取られて平気であるのは、ダメ。(根性があるかどうかは)他署にさらわれてクヤシイと思うかどうかによる。いいところまで追っついでながら身柄を取られたとなれば、かなり頭にくる。(それは、検挙)件数(が上がらないから)ではなく、プラ

イド(が傷つくから)である。根性あるのを捜査(刑事)にしたい」と語っていたし、ある盗犯係刑事は、「ドロボウ係は、身柄を入れないことにはどうにもならないから、一番根性がある」と自讃していた。また、「引退した人などに話をきぎに行くことがあるが、自分では『ばかげた仕事をしていたもんだ』と言いながら、やっぱり『今の若い者は根性がない』と言う」(盗犯係)ということである。

このように見てくると、「根性」がある刑事たちにとって、捜査行動は、それ自体で、彼らに満足感を与えるものである。自らの手で被疑者を逮捕し、自供に追い込み、多数の余罪を解明し、厳罰に処しうる状況を作り出すこと、それ自体を彼らは求めているのである。それは、経済的な報酬を期待してのものでないことはもちろん、検挙実績向上への期待に依ってのもでもなく、時には、市民がそれを望んでいるからという正当化を必要とするものですらない。このタイプの刑事たちにとって、積極的な捜査行動は、表出的行動としての性格を強く持つ。彼らをこまかく指揮しない幹部が人気を集めるのは、当然のことである。そうであるとすれば、彼らに積極的な捜査行動を期待するならば、規範的な⁽¹⁾ 激励を与えるだけで十分ということになる。

(2) 調査票によって

刑事たちの多くが、刑事であることに満足しているのは、調査票によって明らかである。〔表 4.1〕は、現在所属している部門への満足感を尋ねたものであるが、刑事たちの多数は、満足感を示している。また、〔表 4.2〕を見ると、刑事たちの多数が、担当した事件の真相や、犯罪一般・犯罪者一般の実態に関する知識について、自負していることがわかる。

表 4.1 所属部門への満足度

〔項目. I・99〕	それでは、現在の部門に満足していますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	65.9	12.2	22.0	(41)

表 4.2 事件内容や犯罪・犯罪者の実態に関する自負心

〔項目. II前・131〕 あなたは、「具体的な事件の真相は、それを扱った裁判官や検察官や弁護士のだれよりも、それを扱った警察官が1番よく知っている。」と自負していますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
66.7	26.2	7.1	(42)

〔項目. II前・132〕 それでは、「警察官こそが、犯罪や犯罪者の実態を、1番よく知っている。」と自負していますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
66.7	19.0	14.3	(42)

そして、〔表 4.3〕によれば、刑事たちの過半数は、取調自体を生きがいとはしないものの、取調技術を刑事の生命であると考えているのである。

表 4.3 刑事自身にとっての取調と取調技術の意味

〔項目. II後・343〕 あなたは、「取調の技術こそが、警察官の生命だ。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
54.8	28.6	16.7	(42)

〔項目. II後・344〕 それでは、「取調こそが、警察官の生きがいだ。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
32.6	32.6	34.9	(43)

〔項目. II後・345〕 それでは、「取調の技術こそが、刑事のホコリだ。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
41.9	37.2	20.9	(43)

かくして、刑事たちの多くにとっては、彼ら自身はあくまで技術の優秀さで評価される、いわば職人として意識されているのであって、彼らは、その職人芸を発揮できること自体に満足を感じ、また、それを通し

て得た社会と人間に関するイメージに、大きな自信を持っている、と推測することができよう。

(3) 勤務体制について

刑事たちの捜査行動への関与は、前章における私の理解に反して、主として道徳的関与としてとらえるのではないかという疑問は、刑事たちの勤務体制を見ると、一層大きくなっていく。

まず、刑事たちに対して強調されるのは、幹部に命令されたからというのではない。自発的な勤務ということである。この点について、ある幹部は、「上から命令されたからやるというのではなく、自主的勤務が大切である」と語っていた。

そして、たしかに、幹部が超過勤務を命じるまでもなく、退庁時間後も署内にとどまって取調にあたり、任意出頭や逮捕のために出勤していく。たとえば、ある日、ある幹部が午後7時25分になってようやく帰宅したことがあった。その時、当直にあっていたわけではないにもかかわらず、盗犯系の5人の刑事たちが、なお書類作成などの作業を続けていたのである。しかも、その幹部が、午後6時30分ごろ、「メシを取るかい」と尋ねたところ、彼らは、「食べられないから(多忙で時間がないから?)、いいです」と辞退したのであった。

したがって、自発的な超過勤務を含めて、勤務実績が完全に報告されているとすると、超過勤務手当は、きわめて大きな額に達するであろう。しかし、実態は、予算枠の中での、いわゆる「打切り支給」である。たとえば、ある月の支給額について、ある幹部は、刑事たちに対して、「総額は200万円。従来の月の3分の2くらい。〇月(翌月)に支給になる。従来の月より少ないことを承知しておくこと」と報告していた。また、彼は、「外勤は休日給がないから、超勤手当は少なめ。刑事は休日給があるから、超勤手当が多めになる。しかし、総枠で押えられる。全警察官では、平均7,000円くらい。刑事は、巡査で18,000円くらい、巡査部長で24,000円くらい、係長で28,000円くらい、課長で36,000円くらい」とも、説明してくれた。

そのような状況であるから、実績の報告自体が実際よりも少なめに行われている、と認識している者がいても、不思議ではない。たとえば、私は、次のような問答をきくことができた。

刑事： 申告したって、全部 (は) 出ないんでしょう。

幹部： 僕は全部申告しているよ。

刑事： でも、10時間超勤しても、半分ぐらいしか……。

幹部： 10時間なんて、ありえないでしょ。

刑事： かりに、ですよ。

幹部： そんな仮定の話をしなさい。

この幹部の答が正しいとすると、彼は、超過勤務の実績として申告に値すると認めたものは全部申告している、という意味のことを言っているのかもしれない。しかし、かりにそうであるとしても、実際に勤務に服している刑事たちの実感から離れたものであることは、明らかである。

また、刑事たちは、超過勤務に服したことを記録に残そうともしない。個々の刑事のある日の作業予定は、「捜査員配置簿」を通して幹部から指示され、刑事は、実際の作業内容とその結果を、その指示と対照する形で、その下に記入するのであるが、退庁時間である午後5時15分以後に行った作業内容は、当直勤務の場合を除き、記入しない者がある。たとえば、「捜査員配置簿には、午後5時15分以降は記入しない。ところが、勤務実績 (の報告) には、数字 (が記載されている) だけで、内容 (内訳) がわからない。結局、超勤は、係長が見ていて記入することになる」(強行犯係) と述べた者があった。また、ある年輩の刑事などは、「私なんか給料が多いから、もう請求なんかしませんね」(盗犯係) と語っていた。⁽²⁾

超過勤務は、通常勤務を継続するものであるが、帰宅後も召集されることもある。たとえば、ある幹部は、刑事たちに、「病気、入校 (警察学校での研修)、私事旅行以外の者は、たとえ昨夜の当直、今夜の当直であっても、緊配 (緊急配備)、召集に応ずること」と伝えていた。したがって、異動をひかえて送別会を行う場合には、「夜間に出勤がかかると困る

ので、二次会はしないように」(捜査庶務係)という注意が与えられるし、所在を常に明らかにしておかなければならないとされている。そして、召集がかかったときには、実によく集まってくるのである。たとえば、〔ケース14〕において見られるように。

しかも、6日に1晩の割合で当直勤務につかなければならない。そのうえ、当直あけにもかかわらず翌日も勤務を続けることがある。「きのう当直だったものだから眠くて」(暴力犯係)という声や、「(現場から)帰ってきたのが、(午前)5時だからね(眠くて困る)」(盗犯係)という声が、正午頃にきかれたりするのである。

そのうえ、時には、休日返上の継続捜査が命じられる。たとえば、〔ケース18〕においては、「10日(間で検挙すること)をメドにしているが、7日目頃が再発の可能性がある。当直者を残して(対象から外して)、その間、強行犯の動員を続行する」という方針が立てられている。また、ある新聞は、機動捜査隊について、「4月の隊独立と同時に、1日8時間の機動警らを、待機時間を削って2時間増やし、さらに朝礼での作業計画検討に加え、夕方には1時間、事件検討と報告タイムを新設した。このため、より長時間、外へ出てパトロールする体制ができた。」「この連休にも同隊は休日を返上、行楽の留守宅をねらう空巢、行楽地に入り込む暴力団などにねらいを定め、重点捜査を行った」と、そのきびしい勤務体制を報じている。

ところが、有給休暇は、なかなか取ることができない。たとえば、警察学校では、「去年の夏は、休暇などとれなかった。自分は休まなくても、部下を休ませる。自分から休む者はいない」(正科生)という声がきかれたし、刑事たちの間でも、「休暇なんか、とらせてもらえないですよ。わずかに1日の休暇でさえ、ダメだと言われるんですから。署長はとるように言うんですが、そこへ行くまでの課内の段階で、ダメになるんですよ」(鑑識係)、「休みをとろうと思っても、とれる空気じゃないからね」「届を出して、(休暇申請の理由である旅行の)計画が無理だとか何とか言われてね。そう思うと、(申請を)出す気にならんもね」(いずれ

も、盗犯係)などと話してくれる者があった。

かくして、刑事たちの勤務体制は、ほとんど苛酷と形容してよいほどのものに思われる。しかも、彼らは、はっきりと召集された場合のみではなく、具体的な幹部の指示がない場合でも、少なくとも外観上は自発的に勤務につき、それを継続している。したがって、そのような状況において熱意にみちた捜査行動を示している以上、積極的捜査行動への従事自体が刑事たちに満足を与えるものになっているのではないか、という推測は、ますます妥当に思われてくる。

(4) 要 約

以上のように、刑事のあるべき姿に関する意識、捜査・取調の技術自体への誇り、きびしい勤務体制の中でのほとんど無限定な参加、などを見てくると、刑事たちのうちのかかなりの者にとっては、積極的な捜査活動に従事することが、道徳的関与の意味を持っているかのように思われる。そして、もしそうであるとすると、積極的な捜査行動を採らせる方向で彼らに働きかけようとする観点にとっては、きわめて好都合な状況が形成されていることになる。なぜならば、そのような性格を持つ行動を促し、維持するためには、規範的統制という、コストの低い方法で足りると考えられるからである。したがって、私もまた、規範的統制としてどのような方法が用いられているかを、検討すべきことになる。

以上が、本項かぎりでの結論である。しかし、本節での最終的な結論に至るためには、さらに次項での検討をまたなければならぬ。

- (1) 警察学論集、警察公論、捜査研究などの雑誌を一読すれば明らかなように、いわゆるキャリア組の警察幹部は、伝統的な「刑事根性」を備えた一匹狼的な刑事像に代えて、協働作業の中で機能する組織人的な刑事像を打ち出している。しかし、第一線で昇進してきた幹部には、伝統的「刑事根性」の価値を強調する者も見られる。その例として、網川政雄「強行犯の捜査指揮(3)」捜査研究 23巻9号(1974年)25~35ページ。
- (2) 中門 弘「早期検挙率について——捜査の長期化の現状と問題点」警察学論集 28巻2号, 1975, 14ページによれば、私の調査が行われた1974年の調査では、捜査専従員は、1日平均2時間14分の超過勤務をしていたという。もしこの調査が公式記録をデータ・ソースとしていたとすれば、実際の超過勤務時間は、よ

り長いと考えなければならぬであろう。

第2項 現状への不満と批判

前項においては、刑事たちの積極的な捜査行動への関与が道徳的関与であることを示唆するデータを検討した。ところが、その他のデータをさらに検討すると、必ずしもそうとは考えられないことが、わかってくる。本項においては、そのようなデータを提示してみよう。

(1) 勤務体制について

はじめに、勤務体制への不満や批判があげられる。

まず、超過勤務手当の実態について、たとえば、ある盗犯係刑事は、連続発生している空巣に備えた夜間の警らに従事しながら、「これも超勤務手当は上申してみるけど、出るとは限らないもね。何しろ、金が限られているから、きちんと請求したら、莫大だと思うよ。……本当は出るはずなんだけど、末端までまわってこないんですよ。その辺が、おかしいんだよね。ただもう、黙々と働くだけさ」と語っていた⁽¹⁾。

署内待機を命じられた場合にも、よく注意していると、不満がきかれることがある。たとえば、ある公務員労働組合のストライキに関する捜査のために刑事たちが動員され、それぞれが呼出を担当した参考人が出頭してくるまで署内に待機することを命じられたことがあったのであるが、午後9時30分を経過した時点でさらに待機の継続が命じられたとき、残されていた刑事たちの間には、さすがに不満の声が低く起こったのであった。

召集についても、不満がある。たとえば、「1次召集は、〇〇、〇〇(いずれも、札幌市周辺部の地名)あたりは、バンキ、呼び出される。当直あけの者は、除外してくれればいいのに(盗犯係)と語られるわけである。

継続捜査についても、同様である。たとえば、[ケース18]では、交代で尾行・張込を継続することを命じられたことに対して、「きついてもね。外勤や機捜なら休みがあるからいいけれども(強行犯係)という発言が見られる。

当直明けでも引き続き勤務することについては、たとえば、「本当は帰りたいんだけども。……課長ならあきらめるけれども。〇〇(自分の階級)なら、まだ、帰りたいもね。僕が課長なら、『私が残るから、君たちは帰りなさい』と言ってやるけどね。午後なんか、能率あがるわけがないもの。残っていても、どれだけ仕事になるってさ(盗犯係)と話してくれた者がある。

有給休暇を取れないことについては、たとえば、前項で引用した発言の、「そう思うと出す気にならんもね」という部分のニュアンスに注意すべきである。また、送別会で、辞めていく刑事から、「休暇の取り方について、ぜひ書いて下さい。『取るな』と命じられるんじゃないんで、取れないし、取らないんですよ(知能犯係)と話されたことがあるが、それには、休暇を取りたいなどと申し出られる雰囲気ではないので、取らないように命じられるまでもなく、そもそも申出などしない、という趣旨が感じられる。

その反面、有給休暇を取らされることもあるという。たとえば、「休みをくれるっていうけど、有休を取らされるだけのことだからね。変だよ。休めっていうのは、有休を取れということなのさ。それで、上の方は、休みをくれたつもりでいるんだろうね(鑑識係)という発言や、「あしたの有給休暇は、引越手伝のためです。命令によって休暇をとるというんだからね、警察社会は(盗犯係)という発言から、窺われるように。彼らは、もちろん、本来の休日に休むことや、自分自身が必要とするときに休暇が取れることを、望んでいるわけである。

もっとも、「休みがあっても持て余す(強行犯係)という刑事もいる。しかし、「超勤や、休暇をとらないでの仕事を、刑事の根性、プライドということで、覆いかくしていた(盗犯係)と語る刑事もまた、いるのである。

そして、勤務体制に関する不満・批判は、自宅待機に対する手当支給の構想が報道されたときにも、それに関するコメントとして、現れた。すなわち、「警察庁は、これまでタダでしばっていた自宅待機者に“拘束料”を支給する『自宅待機制度』創設のハラを固めた」という報道に

接したとき、刑事たちは、「待機手当なんか出たら、バンキ、待機がかかることになるんでないかい」(強行犯係)「待機手当を出すっていうけど、まず超勤手当を完全支給するのが先じゃないかね。自宅にいるときも金を出そうっていうんだから、完全支給していると中央では思ってるんだろか。そういう報告をしてるんでないの。どうもチグハグな感じだね」(盗犯係)などと語っていたのである。

かくして、きびしい勤務体制に耐えているとしても、それに対して不満や批判がないとか、ましてや、それを当然のこととして受容しているとかは、言うことができないのである。したがって、不満や批判にもかかわらず刑事たちがそれに耐えるような、なんらかの統制の存在が認識されていると考えられなければならないことになる。

(2)「警察社会」について

不満や批判は、警察組織での内部関係の基本構造に対して向けられることがある。すなわち、階級によって決定される関係のあり方に対してである。刑事たちが、自らの属する組織を「警察社会」と呼ぶとき、何よりも、階級がすべてを決定する社会、というニュアンスが浮かびあがってくる。

まず、異なる階級の者との間の関係が、強制的な命令と強制された服従によって成立していることは、よく語られる。たとえば、ある教官は、「警察は階級で物を言うところがある」と語り、ある技官は、「警察では、技官はやはりみじめ。階級で物を言うことになるから」と嘆き、ある刑事は、「外から見ると、封建的でしょうねえ。あくまで服従だから」(盗犯係)と話していた。

そして、そのことを、むしろ誇らし気に語る幹部もある。たとえば、ある幹部は、「あくまで階級でズバッといくんですよ。非情にやりますからね。私が一言命令すれば、実態を隠すことなど、わけないですよ」と述べて、そのような命令が発せられていないことを、私に保証してくれたのであった。

しかし、「階級でズバッ」とこられる側には、不満が生じてくる。たと

えば、「まったくの階級社会だ。われわれは、結局、与えられた決定に基づいてやらざるをえないんだから」(盗犯係)と語っていた者のように。

そのような不満を感じる者には、辞めたいと思う瞬間もあるであろう。たとえば、ある刑事は、「『オレ、やめるかなあ』って言ったら、女房も、『やめなさいよ』って言うもね。女房にまで、警察社会の特殊性が感じられるんだね」「労組がなくてもいいような働きやすい職場でないとね。今年は、異動早々やめる人が出るよ」(盗犯係)と述べていた。

また、批判的なことを言うてはいけない、という意識が生まれる。たとえば、上記の待機手当構想が報道されたとき、「待機手当と言ったって……。おっと(いけない)」「言い出すと長くなるかい。先生はすぐ書くしね」(いずれも盗犯係)という会話が交わされたし、捜査員配置簿の内容が精密化された結果、かえって事実と違う記載が増えてきたことを述べたある刑事は、「もっとも、あんまり言うて……。警察社会だからね」(盗犯係)と、口をつぐんでしまった。

かくして、そのような不満・批判を抱いている刑事たちがあるとする、規範的統制のみでは足りず、そのような不満・批判があるにもかかわらず彼らが従わざるをえないような、別のタイプの統制手段が存在していると考えなければならないことになる。

(3) 人事について

異動を含めて、人事についても、不満や批判がきかれる。

たとえば、警察学校では、ある教官が、「人事がまったく秘密に行われていることを書いてほしい。希望するコースに行けるとは限らない。適材適所とは言えない。学校でも、クサッているのがいる」と訴えてきた。また、警察署では、近く異動してくる者のリストを見て、ある幹部は、「やあ困った。鑑識やる人、全然いないんでしょ。でたらめだねえ」と嘆いていた。そして、ある刑事は、そのような事態が生じる理由を、「東大出の若いのが警視で来て、下づみのオマワリサンの気持なんかかわらないで決めるんだもね」(強行犯係)と解説してくれた。

また、予期せぬ時期の、または、場所への異動は、大きな衝撃を与え
北法33(2・247)545

(2) 　たとえば、予期せぬまま遠隔地への異動を命じられたある刑事は、受けたショックの大きさを隠せず、数日、その異動の理由を同僚と推測し合うことで、納得しようと努めていた。彼は、結局、単身で赴任したのである。

異動にそのような不意打ちの要素があると考える刑事たちは、異動先の場所や部門に関する希望を尋ねられると、そのような打診に答えることの結果を、きわめて警戒する。たとえば、異動発令後のある日の当直では、異動のあり方が話題にされたが、そこでは、「普通の場合、『もし異動するとすれば』と希望を述べると、『それでは異動させよう』ということで、とんでもない所へ持っていかれる」と語られていたのである。

もちろん、全員の希望にかなった異動を行うことは、事実上、不可能であろう。

たとえば、大部分の者が大都市への異動を希望する、という事態は、そのひとつの理由である。この点について、署長は、「札幌に希望が集中。たとえば、旭本（旭川方面本部）管内で、8割が都市周辺を希望。うち大部分が札幌。（ところが）札幌5署で1,300人くらい（の定員）。とても（全員の）希望はみたせない。札幌から釧路へ出ると、10年後でなければ札幌へ戻れない、というジククス（がある）。署員数36名の中願別では、定時制高校しかないので、署員は、旭川・札幌へ子供を出す」と語っていた。

また、全員の希望をみたすことができないとすると、ある者の希望を生かすことが、他の者に予期しない異動をもたらすことにもなる。たとえば、ある刑事が、昇進後も署内にとどまり、別の刑事が他方面本部管内へ異動することになったとき、ある刑事は、「今回の異動も変なことになったね。前から、〇〇（異動先の警察署）が、〇〇署（この警察署）から引き抜くことを狙っていたわけさ。それで、まずAさんが対象になったんだけど、奥さんのぐあいが悪いと言って断り、続いて、Bさんも同じ理由で断って、結局、Cさんが出されたわけさ。Cさんは全く予想外だもね。結局、Bさんは、加害者になってしまった。それに、（Bさん

が) 自分が今まで居た所で昇進するというのも、変だもね。市内のほかの署に異動すればよかったんだよ」と解説してくれた。

他方、異動にあたって希望が生かされることも、ないではない。たとえば、ある刑事は、「昇任で異動するときは、希望を容れてもらえる可能性が強い」と話していた。

もちろん、異動先に満足している者もある。たとえば、異動を命じられたある幹部は、送別会で、「いやあ、上の人は、異動をよく考えていますよ。適性をよく見てくれますね」と、満足のほどを語っていた。

それに、第一線で勤務していたときに不満を持っていた者でも、自ら人事関係の部門に配属されると、認識が変わることがある。たとえば、道警本部のある警部補は、「一線にいて、外から見ていたときは、人事なんていいかげんなもんで、員数だけ合わせているんだろうと思っていたけど、いや、大変なもんだね。完全に実現はされていないけど、大体適した人が割り当てられているもんだよ。それに、今は、内示の内示があって、本人の事情もきくからね。〇〇署のBさん(上記引用のケース)の場合は、〇〇署へ行くはずだったんだけど、奥さんが病弱だということで、変更になったんだね。今回は、イナカとトカイを交流するという方針でやったんだけど、まあ、半分くらい実現できたかな。異動するはずの人でも、残ってしまったのがいるもね」と述べていた。

かくして、人事、とくに異動に対する刑事たちの不満は、きわめて強いが、それは、必ずしも十分な根拠を持たないものかもしれない。あるいは、人事担当者の主観的認識も、刑事たちの主観的認識も、ともにそれぞれにとっての現実を反映しているのであって、ただ、刑事たちの真の適性や希望が人事担当者に伝達されていない、ということなのかもしれない。

しかし、いずれにせよ、刑事たちの意識と行動を理解するうえでは、彼らのその不満は、重視されなければならない。その不満に根拠があるうとなかろうと、不満を抱いているということ自体は、現実である。

したがって、そのような不満を感じている者をも、しかも、きびしい勤務体制の中で、積極的捜査行動に少なくとも外見上は熱心に取り組み

せる、そのような要因が、探求されなければならない。それは、規範的統制のみでは足りないと考えられる。

(4) 調査票によって

調査票のデータによって、刑事たちの不満や批判の対象と、その拡がりとをさらに検討してみよう。

はじめは、勤務体制に関する〔表 4.4〕である。

表 4.4 勤務体制をめぐる

〔項目. I・161〕	あなたは、超過勤務についた場合、その時間は、ほぼ実際どおりに申告されていると思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	30.2	16.3	53.5	(43)
〔項目. I・162〕	それでは、超過勤務に対する手当は、ほぼ申告どおりに支給されていると思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	9.3	20.9	69.8	(43)
〔項目. I・163〕	あなたは、「たとえ手当が支給される場合でも、超過勤務を命じることは、できるだけひかえるべきだ。」と思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	27.9	18.6	53.5	(43)
〔項目. I・164〕	それでは、「手当がきちんと支給されさえすれば、超過勤務を命じることは、そんなにひかえる必要はない。」と思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	44.2	14.0	41.9	(43)
〔項目. I・165〕	それでは、「たとえ手当が完全には支給されない場合でも、必要に応じて超過勤務を命じることは、何らひかえる必要はない。」と思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	40.5	23.8	35.7	(42)

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (5)

〔項目. I・166〕 あなたは、「たとえ手当が完全には支給されない場合でも、自らすすんで超過勤務につくくらいでなければ、警察官としては失格である。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
48.8	23.3	27.9	(43)

〔項目. I・186〕 あなたは、「いつになったら休めるのか、あらかじめわかるように、定期的な勤務体制をできるだけ守るべきだ。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
65.1	18.6	16.3	(43)

〔項目. I・187〕 あなたは、「警察官も、有給休暇の権利をもっと活用すべきだ。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
95.2	4.8	0.0	(42)

〔項目. I・188〕 それでは、「現在は、休暇を申し出るのがはばかれる空気が強い。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
67.4	11.6	20.9	(43)

〔項目. I・189〕 それでは、「現在は、ようやく休暇を申し出ても、結局はとりやめさせられることがかなりある。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
30.2	20.9	48.8	(43)

〔項目. I・190〕 あなたは、「現在は、せっかくの休暇や休みの日でも、召集されることがかなりある。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
60.5	9.3	30.2	(43)

[項目. I・191] それでは、「召集は、必要最小限度にして、できるだけ通常の勤務体制を守るべきだ。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
58.1	20.9	20.9	(43)

[項目. I・192] あなたは、「現在は、せっかくの休暇や休みの日でも、自宅待機になることがかなりある。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
39.5	14.0	46.5	(43)

[項目. I・193] それでは、「それに対して手当が支給されるのであれば、かなりひんぱんに自宅待機がかかってもかまわない。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
16.3	9.3	74.4	(43)

[項目. I・194] それでは、「たとえ手当が支給されるようになったとしても、できるだけ通常の勤務体制を守るべきだ。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
57.1	23.8	19.0	(42)

[項目. I・195] それでは、「たとえ手当が支給されなくても、必要に応じて自宅待機を命じることは、何らひかえる必要はない。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
28.6	23.8	47.6	(42)

[項目. I・196] あなたは、署内待機・自宅待機・夜間出勤・召集などあらゆる形を含めてみた場合、通常の勤務体制からはずれた勤務体制が命じられたときには、「ほぼそれに見合うだけの成果があがっている。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
34.9	25.6	39.5	(43)

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (5)

〔項目. I・197〕 あなたは、超過勤務がひんぱんになるのは、「警察としてあたりまえの正しいことだ。」と思いますか。それとも、「正しいとは言えないが、警察力の現状から考えて、やむをえないことだ。」と思いますか。

正しい	やむをえない	正しいことでもやむをえないことでもない	(回答者数)
2.4	92.9	4.8	(42)

〔項目. I・202〕 あなたは、「与えられた人員が通常の勤務体制で処理可能な限度をこえるものは、処理できないとしてもやむをえないのだ。」と思いますか。

はい	どちらともいえない	いいえ	(回答者数)
46.5	30.2	23.3	(43)

まず、超過勤務手当の実態に関しては、刑事たちの過半数または多数は、超過勤務の実績が正しく申告されているとも、申告通りに手当が支給されているとも、認識していない。しかし、彼らは、他方で、「手当が支給されても超過勤務はひかえるべきだ」という強い反対は、斥けている。そして、刑事たちの9割以上は、超過勤務を、「やむをえない」とと評価している。すなわち、上記のように実態を認識しながら、犯罪解決のためには必要な、やむをえないこととして、消極的に受け入れているわけである。

これに対して、超過勤務以外の事柄については、勤務体制の現状に反対する見解が、多数を占めるようになる。

たとえば、休暇に関しては、刑事たちの多数が、現状では、有給休暇の申出がはばかれる、という認識を持っており、いつ休みが取れるのか予めわかるように、定期的な勤務体制を守れ、と要求している。そして彼らの9割以上が、有給休暇の権利を活用すべきだ、と考えている。

また、召集については、刑事たちの多数が、休みの日でも召集されることがかなりある、と認識しており、過半数が、召集を最小限にすることを、望んでいる。

さらに、自宅待機になると、刑事たちの多数は、手当が支給されさえ

すればよい、という考えを否定し、過半数が、手当が支給されるようになって、通常の勤務体制が守られることを、望んでいる。すなわち、すでに引用した自宅待機への拘束料支給の構想は、多くの刑事たちにとって、歓迎すべきものではないのである。

このように見てくると、刑事たちの多くは、通常勤務から必要に応じて継続して従事する超過勤務は、やむをえないとしても、もともと休む権利がある場合や、自宅でくつろいでいるときまで、拘束されたくはない、と考えていることになる。

次は、「警察社会」の内部関係のあり方について、刑事たちが発言しうる機会に関する現状認識と要求を尋ねた、〔表 4.5〕である。

表 4.5 発言機会をめぐって

〔項目. I・151〕	あなたは、巡査や巡査部長クラスの警察官には、署内でのさまざまな事柄について、発言したり提案したりする機会が、十分に与えられていると思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	27.9	20.9	51.2	(43)
〔項目. I・152〕	それでは、警部補クラスには、十分に与えられていると思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	28.6	35.7	35.7	(42)
〔項目. I・153〕	それでは、一般的に言って、そのような機会をもっと与えるべきだと思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	66.7	26.2	7.1	(42)
〔項目. I・154〕	あなたは、巡査や巡査部長クラスには、具体的な事件での捜査のやりかたについて、発言したり提案したりする機会が、十分に与えられていると思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	27.9	20.9	51.2	(43)

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (5)

[項目. I・155] それでは、警部補クラスには、十分に与えられていると思
いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
34.9	34.9	30.2	(43)

[項目. I・156] それでは、一般的に言って、そのような機会をもっと与
えるべきだと思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
76.7	18.6	4.7	(43)

[項目. I・157] あなたは、道警内部では、待遇について一般の警察官が発
言する機会は、十分に与えられていると思えますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
14.0	27.9	58.1	(43)

[項目. I・158] それでは、そのような機会をもっと与えるべきだと思いま
すか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
83.3	11.9	4.8	(42)

[項目. I・159] あなたは、待遇について、警察官が組織を作って発言する
ことも考えるべきだと思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
37.2	27.9	34.9	(43)

私は、発言の対象として、「署内でのさまざまな事柄」「捜査のやり方」「待遇」の3つを設定したが、回答のパターンは、それらのすべてにおいて共通している。すなわち、刑事たちの多くは、発言の機会が十分に与えられている、という認識を否定し、より多くの発言機会を求めているのである。

さらに、人事に関する〔表 4.6〕である。

表 4.6 人事をめぐる

[項目. I・120]	あなたは、「試験による昇任は、本当の実力を反映している。」と思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	18.6	14.0	67.4	(43)
[項目. I・121]	それでは、「昇任試験の合格判定は、まったく公正に行われている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	32.6	25.6	41.9	(43)
[項目. I・122]	それでは、「昇任試験では、たとえ道警内部でのタメエに一致しない考えでも、それなりにスジが通って合格できる。」と思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	34.9	30.2	34.9	(43)
[項目. I・123]	それでは、「部門によっては、とくに昇任試験の準備をしやすいところがある。」と思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	65.1	18.6	16.3	(43)
[項目. I・124]	それでは、1番有利なのは下のうちのどれですか。			
	総務・警務	警備・公安	その他	(回答者数)
	59.3	33.3	7.4	(27)
	注 [項目. I・123] で「はい」と答えた者に対して。			
[項目. I・125]	それでは、「部門によっては、昇任試験のときに、とくに有利に扱われているものがある。」と思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	38.1	23.8	38.1	(42)
[項目. I・126]	それでは、1番有利なのは、下のうちのどれですか。			
	総務・警務	警備・公安	その他	(回答者数)
	88.9	11.1	0.0	(18)
	注 [項目. I・125] で「はい」と答えた者に対して。			

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (5)

[項目. I・127] それでは、「年数によって昇任できるみちを、もっとひろげ
るべきだ。」と思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
72.1	20.9	7.0	(43)

[項目. I・128] それでは、「実績によって昇任できるみちを、もっとひろげ
るべきだ。」と思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
69.8	23.3	7.0	(43)

[項目. I・129] それでは、「昇任しようと努力するのは、警察官としてきわ
めて重要なことだ。」と思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
65.1	30.2	4.7	(43)

[項目. I・130] あなたは、「外勤・刑事などさまざまな部門への配置にあ
たっては、警察官個人の適性がよく考えられている。」と思
いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
51.2	27.9	20.9	(43)

[項目. I・131] それでは、「さまざまな部門への配置にあたっては、警察官
個人の希望をもっときくべきだ。」と思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
88.4	11.6	0.0	(43)

[項目. I・132] あなたは、「転勤にあたっては、警察官個人の事情がよく考
えられている。」と思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
7.0	30.2	62.8	(43)

[項目. I・133] それでは、「転勤にあたっては、警察官個人の希望をもっと
きくべきだ。」と思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
76.7	18.6	4.7	(43)

〔項目. I・134〕 あなたは、「全体的に見て、道警での人事はきわめて公正に行われている。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
27.9	27.9	44.2	(43)

〔項目. I・135〕 あなたは、「大学卒の者が、優遇されすぎている。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
11.6	30.2	58.1	(43)

〔項目. I・136〕 それでは、「国家公務員上級職甲に合格した者が、優遇されすぎている。」と思いますか。

は い	どちらとも いえ ない	いいえ	(回答者数)
48.8	25.6	25.6	(43)

まず、昇任について尋ねてみると、刑事たちの多数は、昇任への努力は重要なことである、と考えている。しかし、昇任試験は実力を反映する、とは認識していないし、部門によって試験準備に有利・不利がある、と認識している。試験準備に有利な部門として最も多くあげられるのは、総務・警務部門である。そして、刑事たちの多数は、勤務年数や実績で昇進できる可能性が拡大されることを望んでいる。そのような、試験や昇進への関心と、その現状への批判は、積極的捜査行動への従事自体に価値を見出し、満足を感じる者として刑事たちを性格づけるには、まことにそぐわないものであろう。

続いて、異動に関しても、基本的には同一のパターンが現れている。すなわち、刑事たちの多数は、転勤にあたって個人の事情が考えられている、とは認識しておらず、各部門への配置や転勤にあたって、個人の希望をきくことを、望んでいるのである。

ここで、各部門への配置にあたって適性が考えられている、という認識が過半数を占め、大卒が優遇されていることを多数が否定しているのは、一応、回答パターンの一貫性を損うものではある。しかし、前者は

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (5)

捜査部門に自身が配置されたことへの満足を反映しているのかもしれないし、後者は、いわゆる「キャリア」ではない大卒について尋ねているのであるから、当然のこととも考えられる。いずれにせよ、全体としてのパターンを否定するものではない。

最後に、上記のような批判や権利主張を行うことを刑事にあるまじき行為としてとらえるか、どうかを尋ねた、〔表 4.7〕を見よう。もし、刑事たちが、積極的捜査行動への従事自体に価値と喜びを見出し、刑事とはそのようにあるべきだ、と考えているとすれば、勤務体制、発言機会、昇進、待遇、などについては無関心であることが正しい態度とされ、それらに関して批判や主張を行うことは、刑事のなすべきことではないとされる、と考えられるのである。

表 4.7 批判・不満・要求の表明をめぐる

[項目. I・211]	それでは、「上司の命令についてとやかく言うのは、 <u>警察官としては失格だ。</u> 」と思いますか。				
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)	
	16.3	32.6	51.2	(43)	
[項目. I・212]	それでは、「発言や提案の機会がほしいなどと言うのは、 <u>警察官としては失格だ。</u> 」と思いますか。				
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)	
	2.3	30.2	67.4	(43)	
[項目. I・213]	それでは、「手当を完全に支給してほしいなどと言うのは、 <u>警察官としては失格だ。</u> 」と思いますか。				
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)	
	2.4	19.0	78.6	(42)	
[項目. I・214]	それでは、「警察官の組織を作ろうなどと言うのは、 <u>警察官としては失格だ。</u> 」と思いますか。				
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)	
	23.3	39.5	37.2	(43)	

- [項目. I・215] それでは、「超過勤務をおさえてほしいなどと言うのは、警察官としては失格だ.」と思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
いけない | いいえ | (回答者数) |
| 20.9 | 34.9 | 44.2 | (43) |
- [項目. I・216] それでは、「公務時間外の自由がほしいなどと言うのは、警察官としては失格だ.」と思いますか。
- | | | | |
|-----|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
いけない | いいえ | (回答者数) |
| 9.3 | 25.6 | 65.1 | (43) |
- [項目. I・217] それでは、「勤労者としての権利がほしいなどと言うのは、警察官としては失格だ.」と思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
いけない | いいえ | (回答者数) |
| 23.3 | 30.2 | 46.5 | (43) |
- [項目. I・218] それでは、「有給休暇を活用したいなどと言うのは、警察官としては失格だ.」と思いますか。
- | | | | |
|-----|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
いけない | いいえ | (回答者数) |
| 7.0 | 16.3 | 76.7 | (43) |
- [項目. I・219] それでは、「給与についてとやかく言うのは、警察官としては失格だ.」と思いますか。
- | | | | |
|-----|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
いけない | いいえ | (回答者数) |
| 4.7 | 23.3 | 72.1 | (43) |
- [項目. I・220] それでは、「1人の市民としての生活を十分に味わいたいなどと言うのは、警察官としては失格だ.」と思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
いけない | いいえ | (回答者数) |
| 11.6 | 14.0 | 74.4 | (43) |
- [項目. I・221] それでは、「与えられた任務以外のことを考えるのは、警察官としては失格だ.」と思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
いけない | いいえ | (回答者数) |
| 11.6 | 18.6 | 69.8 | (43) |

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (5)

〔項目. I・210〕 あなたは、「人事についてとやかく言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
18.6	37.2	44.2	(43)

ところが、その質問に対する回答は、見事に、刑事たちの多くがそのような認識を持ってはいないことを、示している。勤務体制、発言機会、昇進、待遇、などは、刑事たちにとっても正当な関心事であって、それらに関する批判や主張を行うことは、あるまじきこととは考えられていないのである。

(5) 要 約

観察データと調査票データを総合すると、かなりの刑事たちが不満や批判を抱えていることは、明らかである。たしかに、超過勤務のように、前者による印象と後者によるパターンが若干食い違うものは存在する。しかし、全体として見ると、基本的には、両者による知見は一致する。

刑事たちのかかなりの者は、積極的捜査行動への従事自体に意義と満足を感じ、習熟した捜査・取調の技術の発揮自体を求めてばかりいるわけでは、ないようである。たしかに、刑事たちのほとんどすべては、少なくとも外見上は、積極的捜査行動へのほとんど無限定な参加をいとうそぶりも、見せない。それは、前2章において、また、前項において、見た通りである。しかし、その内面を尋ねると、刑事たちのかかなりの者は、上記のような不満や批判をかかえている。それにもかかわらず、それを表面に出すことなく、一見したところ、積極的捜査行動に従事する機会自体を追い求めているかのように、勤務時間後でも、帰宅後でも、また、休暇を取ることもなく、現場に急行し、被疑者を取り調べ、証拠を求めて歩きまわっているわけである。

もちろん、刑事たちの不満が根拠のあるものであるかどうか、あるいは、正当なものであるかどうかは、それ自体、問題でありうる。たとえ

ば、幹部たちによる強力な統制は、違法な捜査行動を抑止するためにも、また、組織として統一のとれた捜査を進めるためにも、必要とされることがあろう。あるいは、大部分の者の希望が重なり合うという単純な理由によっても、かなりの者の意に反した人事が結果として発生しうることは、すでに検討した通りである。

しかし、ここで重要なことは、それが正当なものであれ不当なものであれ、刑事たちにとってはその不満が現実であり、したがって、彼らの現実の捜査行動は、実際にそのような不満を伴いながら展開されている、ということである。そのような不満を抱えている刑事たちは、必ずしも充たされぬ気持ちのまま、しかし外見上は熱心に、積極的捜査行動に従事している、と考えなければならない。

したがって、そのような刑事たちもまた存在する以上、彼らをしてそのような行動を採らせる要因が、求められなければならない。それは、規範的統制のみでは、足りないであろう。とくに、刑事たちの多数が示していた昇進への関心は、彼らがある種の功利的統制に反応している可能性すら示唆する。

ともあれ、警察官であるかぎり、刑事であることへの満足が大きいとはいえず、〔表 4.8〕によれば、それは、わが子をも警察官にしたいと思うほどのものではないのである。⁽³⁾ さもなければ、私が実際にきいた、「私なんか、ベテランとは言っても、自分なりの考えを殺し、自分の時間を犠牲にして、ただガムシャラにやってきただけなんです。……本当につらいもんですよ（盗犯係）」という述懐や、「警察官になって本当によかったと言う者があつたら、人間性を疑うね」（強行犯係）という発言は、生じないであろう。⁽⁴⁾

表 4.8 子供も警察官にしたいか

〔項目. I・103〕	それでは、あなたに男のお子さんがあるとした場合、巡査からたたきあげの警察官になることをすすめますか。			
はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)	
25.0	10.0	65.0	(40)	

第3項 積極的捜査行動の適法性への疑問

前項においては、外見上は熱意にみちた捜査行動の背後にひそむ、刑事たちの不満や批判が明らかになった。そこで、本項においては、さらに、積極的捜査行動に出ることが、必ずしもその正当性への確信を伴わず、むしろそれへの疑問を伴いながらなされることがありうることを、再確認しておこう。

まず、幹部たち自身が問題性を認めているものとして、暴力犯捜査における現行犯逮捕の機会を作り出すための搜索・差押がある。たとえば、ノミ行為に関して、過去の事実を理由とした令状を利用して競馬開催日に搜索を行い、その際にかかってきた客からの電話などを根拠にして、その日のノミ行為で現行犯逮捕する、という方法を説明したあとで、ある幹部は、「この場合も問題があるんですよ。ノミ行為の現認のために、承諾を得ているとはいえ、電話をきくというやり方、通信の秘密(を侵している)」と話していた。また、その方法を適用した事例について説明しながら、「〇月10日に〇〇署(この警察署)ではじめてやったノミは、ガサ状、ガサイレ、現逮、というパターンだった。ノミでもね、かかってきた電話を警察が受けて、それを犯罪事実にするなんていうのは、本当はまずいんですよ。しかし、そうでもしなければ、つかまらんもの」と述べていた。

また、同じく暴力犯関係で、覚醒剤関係の捜査での尿検査についても、問題性が自覚されていた。たとえば、ある幹部は、「形の上で任意提出とされているものでも、疑わしいものがある。防犯で『おい、出せ』と言って、トイレに40分入れておいたのがある。今後は、身体検査、鑑定などの許可状、令状を取るようにしたい」と語っていた。

そのほか、被疑者が暴力団構成員であるということから、とくに積極的な捜査方法を採用すること一般についても、疑問が表明されている。たとえば、ある幹部は、私に、「暴力団ということで別に扱うことに、問題はないですか」「暴力団は犯罪のプロだから、こちらもいろんなテクニックを使うことになる。暴力団だからこんな方法が許されるということに問

題は……」と問いかてきた。

それに対して、刑事たちは、より広範囲な対象について、疑問を表明している。

まず、暴力犯関係では、「暴力団」という判定自体に、疑問が述べられていた。たとえば、『暴力団』なんてのは、警察でつけた名前さ。前科がなくなつて暴力団なんだから、証人に呼ばれたことがあるよ。『暴力団』と『的屋』はどう違う、というのさ。根拠ないんだよね（暴力犯係）という発言のように。

また、捜索・差押の対象が狭く特定される傾向が出てきていることについても、実はそれが正当であると認めている者もある。たとえば、ある暴力犯係刑事は、「われわれの常識からしても、それはそうなんだけどもね」と述べていた。

暴力犯関係以外では、まず、逮捕に関して、疑問を述べた刑事たちがあつた。たとえば、〔ケース11〕においては、「こんな女、逮捕する必要あるかい。僕が裁判官なら、逮捕状は出すとしても、勾留は出さないね」（強行犯係）という発言がみられる。また、盗んだトラックに鉄筋を積んで走っていた者を、トラックを理由として緊急逮捕した〔ケース3〕においては、その逮捕にあつた者自身が、「自動車の方も、実は疑わしい。発生は5時から9時、届出が10時、発見が11時ということで、時間・距離ともに、離れすぎている」と述べていた。言うまでもなく、裁判所はそれら当事者の疑問にもかかわらず、前者においては勾留を認め、後者においては逮捕状を発行している。

また、自供追及の実態についても、疑問が述べられていた。その最も強い表現は、たとえば、「任意で自供するなんてことはありませんよ。ばかげてますよ。はっきり言って脅迫ですよ。タバコやらない。メシは食わせない。拘留は延長する、起訴されりゃ2カ月は放っておかれるしね。とにかく、すすんで、『ドロボウしました』なんてこと言うわけないでしょ」（盗犯係）というものである。

あるいは、少なくとも、手続に慎重であれば検挙能率は上がらないが、

その方が正当なのではないか、という疑問を表明する者もある。たとえば、ある盗犯係刑事は、「〇〇年刑事やっているが、適正捜査ということで、犯人逮捕がしにくくなっていることは、たしか、それが本当の姿であるんでしょうけどね」と語っていた。

そのような次第であるから、「先生。法律と実際の違いに驚いたでしょ」(盗犯係)と話しかけてくる者もある。彼自身、自分が法律に一致した行動を採っているとは、認識していないわけである。

したがって、一見したところ熱心に積極的な捜査方法を採っている場合でも、「うしろめたさ」を感じている刑事たちは、少なくないと思われる。たとえば、「ああ、先生、まずいこと言っちゃった。〇〇(この警察署)ではこんなことをやっている、なんて言われるだろうなあ」と語っていた、ある暴力犯係刑事のように。また、[表 4.9]によれば、刑事たちの多数は、手続遵守によって捜査能率が多少下がってもやむをえない、と考えている。その結果からも、自身が従事している積極的捜査行動への疑問の意外な拡がりが見られる。

表 4.9 手続遵守による能率低下の受容

〔項目. II後・54〕 それでは、あなた自身は、「捜査手続のルールに忠実であれば、そのために事件解決の能率が多少下がったとしてもやむをえない。」という考えに賛成しようと思いませんか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
55.8	23.3	20.9	(43)

かくして、以上のような疑問を抱いている刑事たちですら、積極的捜査行動に一見すすんで従事しているかのような行動に出る、そのような要因が存在すると思えなければならない。そして、ある幹部の、「しかし、そうでもしなければ、つかまらんもの」という言葉は、それが、少なくとも彼らにとっては実績向上を何よりも要求しているかのように認識される、そのような期待ないし統制であることを、示唆している。

第4項 要 約

私の見聞によるかぎり、刑事たちは、少なくとも外見上は、きわめて熱心に捜査活動に従事しており、また、私の意味での積極的な捜査行動に出る場合でも、その遂行に最後まで努力する。もちろん、幹部が積極的な捜査行動を指示した場合に、それを拒否した者はいない。しかも、刑事たちが、そのように「誠実」に任務の遂行にあたっている、その勤務体制は、きわめてきびしいものである。

したがって、そのような勤務体制の中で、そのように努力しているとすれば、刑事たちにとって、そのような捜査行動に従事すること自体が、彼らを満足させるものとなっているのではないか、と考えるのは、当然のことである。すなわち、捜査行動に従事することが、刑事たちにとって道徳的関与の性格を持つ、という理解である。

そして、たしかに、そのような性格づけの妥当性を支持するデータは存在する。したがって、捜査行動への従事自体に喜びを感じ、捜査技術の発揮自体を誇りとする刑事たちもまた、たしかに存在する、と考えなければならない。そのような刑事たちは、得られる満足を高めようとするれば、当然により積極的な行動を採るのであるから、行動自体による満足以外の欲求に訴える統制方法は、不必要である。彼らに積極的捜査行動を採らせるには、自由にさせること、あるいは、せいぜい規範的統制で、十分であろう。

しかしデータをさらに検討していくと、そのような者ばかりではないことがわかる。勤務体制、「警察社会」の内部的服従関係、人事、などに関して不満を述べ、批判を展開する刑事たちは、少なくない。それどころか、自分たちがときには従事する積極的捜査行動について、その適法性に関する疑問を感じている者もある。

ところが、それらの不満、批判、疑問、などを提起する者たちは、決して、捜査技術において劣るわけではない。彼らもまた、捜査目的の達成に最後まで努力し、積極的な捜査行動を執拗に展開する。もちろん、指示された積極的行動を拒否する者などは、いない。

したがって、道徳的関与の性格を持たないにもかかわらず、そのような捜査行動が採られている、と考えられなければならない。そして、「そうしなければ、犯人はつかまらない」という発言や、より一般的な、「失敗するわけにはいかない」という発想が見られることから判断すると、そのような捜査行動は、捜査目的達成のために必要な行動として、採られている、と考えることができる。すなわち、ある刑事たちにとっては、それは、Etzioniの意味における打算的関与の性格を持つにすぎないのである。

かくして、そのような刑事たちに積極的な捜査行動を採らせるためには、規範的統制のみでは足りないであろう。そのために必要な統制方法は、彼らの不満や疑問を押えつけるとともに、捜査行動自体による満足以外の欲求に訴えかけて、「失敗するわけにはいかない」「あくまでつかまえないといけない」と意識させるものでなければなるまい。

このようにして、積極的捜査行動への従事が打算的関与の性格しか持たない刑事たちが存在することもまた、明らかである。そこで、残る問題は、道徳的関与として捜査行動に出る者と、打算的関与として捜査行動に出る者とを比較した場合、どちらが刑事たちの多数を占めるのか、ということになる。この点に関する結論は、繰り返して述べているように、刑事たちの行動に働きかける要因ないし統制方法を探求する際に主として検討すべきものの性格を考えるうえで、重要なのである。

言うまでもなく、行動自体を分析の単位としたデータはない。しかし、観察データは、自らの行動の合法性・正当性に対して疑問を持つ刑事たちの存在を示しているし、刑事個人を分析の単位とする調査票データによれば、勤務体制、「警察社会」における服従関係、人事、などに関する不満は、刑事たちの多くが表明している。ここで、苛酷な勤務体制は、積極的捜査行動へのほとんど無限定な参加の結果であるし、「警察社会」特有の服従関係は、積極的捜査行動へのほとんど無限定な参加を維持するメカニズムである。また、人事は、前節において検討したように、功利的統制としての性格を持つだけでなく、積極的捜査行動の遂行

を担う刑事部門の人的構成を操作するメカニズムでもある。

すなわち、積極的捜査行動自体に対して強度の肯定的オリエンテーションを示さない刑事たちが観察されただけでなく、刑事たちの多くは、積極的捜査行動自体に対して強度の肯定的オリエンテーションを感じているとするならば同時に肯定的に評価されるであろう事柄に関して、否定的なオリエンテーションしか示していないのである。したがって、そのようなデータが支持する限度において、捜査行動が主として打算的関与による行動としての性格を持つ刑事たちが多数を占めている、と言ってよいであろう。すなわち、前章を通しての私の性格づけは、打算的関与としての捜査行動の一般性を強調しすぎたきらいはあるが、基本的には、妥当であったと言えよう。

繰り返し述べているように、積極的捜査行動に対する刑事たちの関与の形態と、積極的捜査行動に関連するその他の事項に関する彼らの評価を検討することは、彼ら自身の認識のうえで最も大きな意味を持ちうる要求ないし統制のあり方を探求する方向を判断するうえで、重要な意義を持つ。本節において検討したところによれば、積極的捜査行動に対して道徳的関与を示す刑事たちの存在は無視しえないにしても、外見的には献身的に積極的捜査行動に従事している多くの刑事たちの関与は、打算的関与にとどまるものであった。そうであるとすれば、次節以下においては、規範的統制の存在とそれに対する認識にも注意を払いながら、規範的統制のみでは積極的捜査行動を維持しえないと思われるより多くの刑事たちに関して、功利的統制の存在とそれに対する認識、とくに、個人評価と結びつけられた実績向上への期待や要求とその認識に、注目すべきであろう。

- (1) Walter L. Ames, *Police and Community in Japan*, Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 1981 は、日本語を理解するアメリカ人法律家・人類学者が、倉敷市での参加観察を中心にしてまとめたものである。調査期間は、1974年1月から1975年7月で、その最初の時期は、私の調査と重なっている。Amesの研究は、日本語を使うことが

でき、また、1カ所での調査に長時間を費している点において、まず、調査方法のうえで David H. Bayley, *Forces of Order: Police Behavior in Japan and the United States*, Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 1976, デイビッド・ベイリー (新田 勇・他・訳)『ニッポンの警察: そのユニークな交番活動』サイマル出版会, 1977 と異なっている。また、内容上も、たしかにサムライの比喩の多用に見られるように、なお何かしらエグゾティシズムにとらわれている傾向がないではないが、少なくとも、ひとつの事象の肯定的側面と否定的側面をバランスのとれた形で描写する努力は、より自覚的になされている。刑事部門に関する描写と分析も、その第7章において、わずか8ページにわたってではあるが、行われている。また、本章のテーマである組織内統制のメカニズムに関しては、「第一線の団結」と題された第9章が、とくに重要である。Ames (p. 201) によれば、団結の維持に関して悪影響を及ぼすかもしれないひとつの問題が、超過勤務手当の支給である。

- (2) Ames, 前注 (1), p. 192 も、「異動は、警察官自身と家族の生活を根こそぎ覆えし、孤立化させる効果を持つために、強烈な関心と噂的になっている。」と述べている。
- (3) ベイリー, 前注 (1), 58 ページも、「子供に跡をつがせようと思っている人はほとんどいない。目茶苦茶な勤務スケジュールが、もっぱら非難的になっている。」と述べている。
- (4) 本項のデータは、私が部外者であるからこそ入手しえたと言えよう。警察組織内部でもアンケート調査が行われることは少なくないであろうが、それが第一線警察官の真意を把握しえているかどうか、とくに「警察社会」をめぐるデータを前提とするかぎり、きわめて疑わしい。第一線警察官の実情・真意を把握したいと望むならば、警察幹部は、外部社会学者に調査を委託すべきであろう。

第3節 幹部たちの基本方針

前節においては、積極的捜査行動に対する刑事たちの関与形態を、検討した。本節以下においては、前節において確認されたパターンを所与のものとして、個人としての刑事たちの外部から作用を及ぼす組織内・外の要因、に関する刑事たちの認識を、検討しなければならない。

本節においてまず検討するのは、捜査活動一般に関する幹部たちの一般方針である。言うまでもなく、幹部たちは、刑事たちに対して、最も直接的に期待と統制を行う地位にある。したがって、具体的な場面にお

いて採るべき行動に関する幹部たちの意識と、それに基づく具体的な捜査指揮は、捜査活動をめぐる刑事たちの行動に対する、きわめて重要な要因と考えられる。

しかし、幹部たちの意識や行動もまた、彼らに対して作用を及ぼしている組織の内・外からの要因によって影響されているものと、考えなければならない。そこで、幹部たちに対するそのような要因に関する探求の方向を確認するために、幹部たちが捜査活動一般に関して持っている基本的な考え方を、検討すべきことになるのである。

かくして、本節の課題は、刑事たちに対しては期待と統制の源のひとつである幹部たちについて、さしあたり、彼ら自身の行動を説明されるべきものとしてとらえ、それに対する個人レベルでの要因のひとつとしての彼ら自身の基本方針を明らかにすることにある。それは、前章における私の理解を再確認する作業であり、また、組織の内・外からの要因が刑事たちに対して作用を及ぼす過程での、ひとつのチャンネルの特性を、明らかにすることでもある。

言うまでもなく、幹部たちは、裁判官に対する各種令状の請求や、検察官への送致および勾留請求依頼などを通して、外部からの法律的批判に、直接に面しなければならない地位に置かれている。その意味で、幹部たちというクッションを通してでなければそのような外部からの批判に接することの少ない刑事たちよりも、当然に、外部からの批判の可能性により留意せざるをえず、また、手続遵守の観点を、より意識せざるをえない。

かくして、あるべき捜査に関する幹部たちの基本方針は、手続遵守の側面に関するかぎり、いわば第一線における最も高い値を示すものと、期待してよいであろう。そして、具体的な場面における行動については、その手続遵守の側面が、その基本方針からどこまで後退させられているか、という観点から検討することが、可能であると思われる。

そこで、データを検討してみると、幹部たちの間での支配的な一般方針は、かなり慎重なものであることが推測される。

たとえば、ある年長の幹部は、「現行刑訴が施行されて20年にもなるのに、狭山事件だの吉展ちゃん事件だのに幹部が騒いでいるのは、遅いんですよ。表面には出ない事件が、どこかの署で何件かは起こっているんですよ。そんなことなら、普段からしっかりやるべきなんですよ」と、今なお否定しえない手続軽視の風潮を批判していた。また、彼は、経験に頼ることの危険性も、警告する。「経験や惰性でやった捜査は危ない。1件として同じものはないはず」「経験だけでやって、取り返しのつかない人権侵害があったらどうするか。これを一番恐れている」というのである。したがって、係長たちに対する要求もまた、きびしい。たとえば、ある日の、係長たちを集めた会合では、「部下のまちがいは、そのつど言わなければ、いつまで経っても仕事を覚えてくれないんだからね。経験があるといっても、惰性でやられては困るんだ」と注意していた。

彼は、刑事たちに対しても、きびしい評価を下している。たとえば、「刑事ってのは、本当にしようのないものです。常習窃盗の適用法条が(刑法)235条だ、なんて書いてくるんですから。刑事ってのは、(警察組織の)中でも外でも甘やかされてるから、いかんです。仕事はきついし、時間は不規則だし、夜中にも出なきゃならんから、勉強できないのも無理ない、とか言ってね。そんなことねえですよ。プロなんですからね。交番のオマワリさんと同じようなことやられちゃ、かなわんですよ。私は、そうやって(勉強して)きたんだ。そう言うと、〇〇(自分の職名)は特別だ、とか言うけど、そんなことねえですよ。ちゃんと本に書いてあるんですから、その通りやればいいんですよ」というのである。したがって、刑事たちの訓練方法についても、批判を持っている。たとえば、「先輩からの習得だけでは、進歩がない」というわけである。とにかく、「忙しいから勉強できない、ということはない。勉強は、試験のためでなく、仕事のために」行うべきなのである。

もっとも、彼とても、理想的な刑事として、法令に習熟し、手続に慎重かつ正確であること、のみを求めているわけではない。刑事としての

「有能さ」としては、やはり、犯人逮捕の技能を求める。たとえば、「刑事によって、ずい分違うもんですよ。頭を使うヤツは、やっぱり、いいです。先生も知ってる〇〇（盗犯係刑事）なんか、立派なもんです。頭を使うヤツは、ほかのことやらしても、できるしね。（彼などは）ちゃんと選挙違反をつかまえてきますよ。（盗犯でも）今どき、質屋に入れるドロボウなんて、いるもんですか。空巢の多発地帯を密行していて、職質してつかまえてくるのも、いるんですから。できる刑事は、自分でちゃんと資料を作って、研究してますよ」という発言が示すように。

しかし、その場合でも、資料作成や、犯罪形態の変化への対応、などを強調するのであって、たとえば、自供追及の積極性、などを求めているのではない。したがって、この幹部の一般的な方針は、やはり、かなり慎重なものであると言える。

その慎重さは、幹部が果たすべき任務のとらえ方にも、現れている。

彼によれば、幹部の任務は、「捜査指揮にあたること、令状請求の審査を行うこと、司法警察員として強制捜査の中心となること」である。「現在は組織捜査だから、刑事の独断では捜査できない。チェックするのは幹部だから」という状況が、望ましいものとされる。その背後には、「戦後の刑訴で、逮捕状は指定警部でなければ請求できないことになったでしょ。どうしてそうなったのか、その意味を考えてみる必要がありますよね」という反省がある。彼によれば、「しよらないもの」である刑事たちに大きな裁量を与えるべきではなく、できるかぎりこまかく、幹部が指揮すべきなのである。

そして、個々の捜査過程において、たしかにそのような一般方針が反映されている、と推測させるデータも存在する。

たとえば、別のある幹部は、逮捕状がある場合でも、まず任意捜査を試みることにについて、「逮捕状に関する『命令状』的な考え方には反するが、これは、（逮捕は慎重にという）〇〇（職名）の個性が反映している。それに、組織として、命令系統で動くから、（幹部の）考え方が普及する」と述べていた。また、〔ケース17〕においては、その年長の幹部

の、「別件逮捕しないというのが、ここの方針。やる気なら、とっくにやっている」という発言が見られる。別のある幹部も、それを裏付けるように、「放火犯で、別件の窃盗があるのがあったが、〇〇(職名)の指示で、あくまで放火犯を進めていった」と述べている。さらに、逮捕後の、弁護士との接見について、別のある幹部は、「〇〇(職名)は、あとで問題になるくらいなら、自由にさせてやれ、と言っている」とも、語っていた。

もちろん、このような慎重さは、必ずしも、法解釈ないし価値判断のうえでの確信に基づいているとは、言えない。たとえば、「あとで問題になるくらいなら」という表現があることを考えると、事件自体を失ってしまっただけで元も子もなくなるので、それに至らない程度の積極的行動に止めておく、という発想が窺われなくてもない。

しかし、また、少なくともその限度において、慎重さを求めていることも、事実なのである。そして、彼は、「私みたいな捜査幹部が、1人くらいいてもいいでしょ」と述べて、自分の方針に対する自負を示している。別のある幹部によれば、彼が「手続に慎重なのは、(彼が最も経験を持っている)知能犯捜査の方法を、強行犯にも応用しているから」であるという。

そして、そのようなコメントを行ったその若手の幹部もまた、一般的には、慎重さを強調する。彼は、たとえば、[ケース17]において、「警察の捜査は、よく考えられているような、一本道をつつ走るわけではないのである」と述べているし、警察学校のある教官について、「〇〇(教官の名)の考えは、刑事(部門)の理論、実務で通用しない。勉強していない。〇〇の考えが一般的だとは、思わないで下さい。彼は、刑事では、理論でも実務でも、通用しません。古典的というよりも、最近の動きについて勉強しないから、困るんですよ」と批判していた。彼によれば、「抜け道を探る時代は過ぎた」のである。彼は、自分のそのような考え方が、かつての上司からの影響であると、考えている。「私の考えは、〇〇氏(かつての上司)の影響。誰についたかということで、大きな考えの

違いがある」という。

彼によれば、捜査に関する方針が彼らの考え方の方向に変化しはじめたのは、1970年頃からであるという。すなわち、「捜査に対する考え方は、この3、4年で変化。〇〇署（この警察署）では、ここ1年で定着」ということである。そして、彼は、「私たちは、新任巡査に、用件以外にも気軽に入ってきてほしいんですが、刑事室は入りにくいらしいんですね。入ってきてくれないと、捜査手続に対する私たちの考えを、伝えることができないんですよ」と述べて、外勤課員にも自分たちの考え方を普及させる意欲を見せていた。

もちろん、彼らのような方針に同意しえない幹部もある。たとえば、[ケース13]では、ある幹部が、「オレなら、本犯がゲロしてるんだから、すぐ引っぱるけどな。（別の幹部が）引き急ぎするなってんだから、がっくりくるよな。オレなんか、古くなったのかな」と述べ、それに対して、ある盗犯係刑事が、「昔のやり方とは、ずい分違ってきたんですよ。前なら、『それ、やってこい』という調子だったもね」と応じるという、光景が見られるのである。

しかし、それにもかかわらず、一般方針として慎重さを求める立場は、この警察署における捜査幹部たちの間での、支配的な方針であったと言うことができ、前章における私の理解は、以下の分析の前提としてよいであろう。

かくして、本節の知見からは、そのような方針であったにもかかわらず時に積極的捜査行動を要求せざるをえなかったのはなぜなのか、という問題が導かれる。すなわち、捜査幹部たちの基本方針という要因が、以上で確認された通りのものであることを所与として、彼らに対する組織内・外からの期待と統制に関する彼ら自身の認識を、検討すべきことになるのである。

以上の知見によれば、幹部たちによる積極的捜査行動の要求もまた、道徳的関与と言うことはできず、むしろ打算的関与としての性格が強い。そうであるとすれば、幹部たちに関しても、強力な功利的統制に付

いての認識が、期待されるのである。

言うまでもなく、観察対象となった幹部たちが慎重な考え方の持主であったという事実自体は、一般化可能なものではない。しかし、基本的には慎重な幹部ですら時にはプロブレマティックな行動を要求するのはなぜか、という問と、それに対する回答は、ケース研究の枠を越えた、一般的な意義を持つのである。

The Attitudes and Behavior of the First Line
Detectives Concerning Criminal Investigation :
A Study with Observational and
Survey Methods (5)

Setsuo MIYAZAWA*

- I. Introduction
- Appendix 1. Questionnaire Items and the Response Distributions
- II. Observational Data of the Major Cases (Vol. 30, Nos. 1-3)
- III. Description of the Detectives' Behavior (Vol. 32, No. 4)
- IV. Explanation of the Detectives' Behavior
 1. Analytical Framework
 2. Types of the Detectives' Involvement in the Aggressive Investigative Behavior
 3. Supervisors' Principles Concerning Criminal Investigation
(This Issue)
 4. Perceptions of Expectations and Controls from Inside the Police Organization
 5. Perceptions of Expectations and Controls from Outside the Police Organization
- V. Conclusions

1. The Aim of Chapter IV

The last chapter showed that the detectives more strongly respond to the need for aggressive investigation, while the supervisors are more worried about the need to follow the procedural requirements. The detectives support and engage in forms of behavior that are not apparently illegal, but are likely to be seen as at least questionable in the light of court decisions, official interpretation of law within the police organization, evaluation by the supervisors, or even the detectives' own perceptions. *Importantly, the detectives sometimes engage in such be-*

* Associate Professor of Law, University of Hokkaido. B. Jur., 1970, M. Jur., 1972, University of Hokkaido; M.A., 1976, M. Phil., 1980, Yale University.

havior even when they themselves express doubt as to the legality of the behavior.

Why are the detectives more aggressive than the supervisors are? Why do the detectives respond more to the supervisors' orders to take aggressive actions than to those seeking cautious ones? Why do the detectives engage in forms of behavior they themselves feel questionable?

The aim of this chapter is to consider possible explanations to these questions. Explanations are sought through analyzing the detectives' perceptions of the circumstances surrounding their investigative activities, and by considering the detectives' behavior as a function of such perceptions. The detectives' perceptions of expectations and controls upon them from both inside and outside of the police organization receive particular attention.

However, since only expectations and controls as perceived by the detectives are analyzed and no objective characteristics of those expectations and controls are examined, explanations remain hypothetical. Hence, the entire research becomes a hypothesis-forming, exploratory study, rather than a hypothesis-testing one.

2. Analytical Framework

The basic strategy of analysis adopted in this chapter is to consider a person's behavior as a function of his perception of the circumstances surrounding his behavior, particularly expectations and controls upon him. Moreover, the subjects of this research are members of a well-formalized organization. Therefore, an analytical framework dealing with the relationship between types of behavior of organization members and types of controls performed by organizational elites seems useful as a heuristic device. One such framework is Amitai Etzioni's typology of the congruous relations between members' involvement and elites' power, presented in his book, *A Comparative Analysis of Complex Organizations*.

Etzioni defines involvement as an actor's cathectic-evaluative orientation to an object and classifies it into the following three types in terms of intensity and direction: alienative involvement as an intense negative orientation, calculative orientation as either a negative or a positive orientation of low intensity, and moral involvement as an intense positive orientation. Power is defined as an actor's ability to induce or influence another to carry out his directives or any other norms he

supports and also classified into the following three types according to the means employed to make the subjects comply: coercive power based on the application or the threat of application of physical sanctions, remunerative power based on control over material resources and rewards, and normative power based on the allocation and manipulation of symbolic rewards and deprivations. Reviewing the literature, Etzioni concludes that a certain type of involvement is likely to be found with a certain type of power, that is, alienative involvement with coercive power, calculative involvement with remunerative power, and moral involvement with normative power.

An implication of this typology may be that a certain type of power is likely to be used when members show a certain type of involvement because of its effectiveness to induce members' compliance under the given circumstances. If so, it may also be the case that members comply with orders from elites because they perceive a certain type of control that fits the type of their own involvement. Therefore, within the context of the present research, we may expect that the detectives engage in aggressive investigative behavior because they perceive expectations to engage in such behavior accompanied with a certain type of control that fits their own involvement.

In this way, Etzioni's typology is used here as a heuristic device that suggests the direction of exploration with regard to the detectives' perceptions of expectations and controls upon them. For instance, if the majority of detectives show moral involvement in aggressive investigative behavior, we should look at whether the detectives perceived expectations to engage in such behavior coupled with normative control measures.

Taking this line of analysis, the identification of the dominant type of the detectives' involvement becomes the most important task at the beginning of the exploration of explanations. Since the combination of alienative involvement and coercive power is apparently irrelevant here, the question is whether the detectives' involvement is calculative or moral. If the detectives believe in the legality and legitimacy of their aggressive investigative behavior and find satisfaction simply in engaging in such behavior, their involvement may be called moral. Moreover, such detectives would not criticize or complain of such matters as irregular work schedules, a large amount of unpaid overtime work, strict compliance relations based on the rank hierarchy, lack of opportunities

to express their complaints or opinions, and unexpected transfer. They would rather evaluate and accept these matters as a normal part of their duties. However, if the detective express doubt as to the legality and legitimacy of their own investigative behavior and complain of other aspects of their work, but still engage in even questionable investigative behavior, their involvement should be called calculative in the sense of Etzioni's definition.

The last chapter showed that calculative involvement may be considered the dominant type of the detectives' involvement. Because of the importance of this problem, however, Section 2 of this chapter again takes up the issue in more detail.

If the detectives' involvement is moral their perceptions of symbolic rewards should be the focus of the analysis. Such rewards would include citations, reputation as a master detective, the status as a de facto leader in the investigation process, and so on. If the involvement is not moral, but calculative, symbolic rewards would not be enough, and material control measures would also have to be used. However, the detectives' salaries are largely determined on the basis of rank and seniority, and promotion and transfer are possible only for a limited number of members in a year. Therefore, material control measures would, in most cases, take the form of negative sanctions such as, for instance, the threat of negative effect of unsatisfactory performance on the future promotion and transfer. Then, the detectives' perceptions of such negative sanctions would become the focus of the analysis.

This line of analysis makes this research relevant to organizational sociology, too. The fact that no organizational sociologist has ever done empirical research on Japanese police would give added significance to this research.

3. The Structure of Chapter IV

Chapter IV is divided into five sections.

The first section presents the analytical framework described above. The second section deals with the issue of the dominant type of detectives' involvement in aggressive investigative behavior, in preparation for the rest of the chapter.

The following three sections make up the main part of the data analysis.

Third section concerns with the supervisors' principles concerning criminal investigation. Since they are the most immediate source of

expectations and controls upon the detectives, the supervisors' orientation to the investigative behavior should receive careful analyses. Therefore, this section reexamines the last chapter's finding that the supervisors are more worried about the need to follow the procedural requirements than the detectives are.

The fourth section is the center of this chapter. It analyzes in detail the detectives' perceptions of expectations and controls from inside the police organization. It also examines how and to what extent the supervisors control the detectives' behavior, and under what conditions the supervisors order the detectives to engage in aggressive, even questionable investigative behavior.

The fifth section deals with perceptions of expectations and controls from outside the police organization. Since expectations and controls upon the detectives from inside the police organization may themselves be a response to the perceived expectations and controls from outside the police organization, this section is also introduced.

The second, fourth and fifth sections use both observational and survey data. The idea behind this method of combining two modes of data was explained in the last chapter.

Throughout this chapter, whenever fragments of the observational data are quoted from the cases presented in Chapter II, the identification numbers of the cases are also indicated. The reason for this procedure may be found in Chapter I, Section 3.

Due to the limitation of space, this issue presents only the first three sections.

4. Summary of Sections 2 and 3

There are some detectives who clearly show strong moral involvement in their investigative behavior. For them, satisfaction derived from engaging in such behavior is in itself a reward. They always engage in aggressive investigative behavior whether the given case requires it or not. There is almost no need for the supervisors to take measures to encourage them to engage in aggressive investigation. Indeed, such detectives express complaints about the new-breed of supervisors who emphasize the need to follow the procedural requirements and frequently reject their request to take more aggressive behavior.

However, the observational data still indicate that there are other detectives who covertly criticize the supervisors' orders seeking aggressive investigation with regard to its legality and legitimacy while in appear-

ance scrupulously following such orders. Moreover, the survey data clearly show that the majority of the detectives express complaints about many aspects of the detectives' work, ranging from irregular work schedules to unexpected transfer.

Therefore, the conclusion of the last chapter still holds: for the majority of the detectives, involvement in aggressive investigative behavior is not moral, but calculative. While paying proper attention to the normative control measures to which the detectives showing moral involvement would respond, emphasis should be given to the perception of such forms of control measures that can induce compliance from the detectives showing only calculative involvement.

As to the principles of the supervisors, there is no doubt that the majority of the supervisors at the police station I observed were usually very careful to follow the procedural requirements and controlled the detectives accordingly. However, this fact does not in itself have any generalizable significance. Of general significance is the fact that even such procedure-minded supervisors occasionally had to order the detectives to engage in more aggressive, even questionable behavior.

Therefore, along with the detectives' perceptions of expectations and controls, the supervisors' perceptions should also be analyzed.

(To be continued)